

様式第1-1（日本産業規格A列4番）

（案）

令和6年6月 日

国土交通大臣 殿

氏名又は名称 栃木市地域公共交通会議
住 所 栃木県栃木市万町9番25号
代表者氏名 会長 阪田 和哉

地域公共交通計画認定申請書

地域公共交通計画のうち、地域公共交通確保維持事業に係る計画を別紙のとおり定めたので、関係書類を添えて申請します。

※本申請書に、記載すべき事項を全て記した地域公共交通計画を添付すること。

栃木市地域公共交通計画

地域公共交通確保維持事業（地域内フィーダー系統）に関する記載箇所一覧表

1. 地域公共交通確保維持事業により運行を確保・維持する運行系統の地域の公共交通における位置づけ・役割
栃木市地域公共交通計画 20 ページ～22 ページ
2. 前号を踏まえた地域公共交通確保維持事業の必要性
栃木市地域公共交通計画 40 ページ
3. 地域公共交通確保維持事業により運行を確保・維持する運行系統に係る事業及び実施主体の概要
栃木市地域公共交通計画 25 ページ～36 ページ 栃木市地域公共交通運行実施計画 3 ページ～24 ページ
4. 地域公共交通計画の区域内全体における地域旅客運送サービスの利用者の数、収支、費用に係る国又は地方公共団体の支出の額その他の定量的な目標・効果及びその評価手法
栃木市地域公共交通計画 85 ページ、栃木市地域公共交通運行実施計画 26 ページ～27 ページ

（添付資料）

- ・上記記載の地域公共交通計画の該当ページ（写し）

※ご参考

- ・要綱第17条第1項

陸上交通（地域内フィーダー系統）に係る地域公共交通確保維持事業（以下この条において単に「地域公共交通確保維持事業」という。）を行う場合は、地域公共交通計画に、当該地域公共交通計画の計画期間内における次に掲げる事項について具体的に記載するものとする。

- 一 地域公共交通確保維持事業により運行を確保・維持する運行系統の地域の公共交通における位置づけ・役割
- 二 前号を踏まえた地域公共交通確保維持事業の必要性
- 三 地域公共交通確保維持事業により運行を確保・維持する運行系統に係る事業及び実施主体の概要
- 四 地域公共交通計画の区域内全体における地域旅客運送サービスの利用者の数、収支、費用に係る国又は地方公共団体の支出の額その他の定量的な目標・効果及びその評価手法

4.6. 公共交通網の現状整理

4.6.1. 各公共交通機関の位置付け・役割

本市の各公共交通機関に関する位置づけ・役割を整理し、運行を確保・維持するために取り組むべき施策を洗い出します。

表 4-7 各公共交通機関の位置付け・役割

位置付け	系統	役割	確保・維持策
広域幹線	●鉄道 ・JR両毛線 ・東武日光線 ・東武宇都宮線	中心市街地と市外への広域交通を担う	交通事業者と協議の上、一定以上の運行水準を確保する
	●高速バス ・京都・大阪線とちの木号	市内と京都・大阪を結ぶ移動を担う	
地域内幹線	●路線バス		
	■民間バス ・関東自動車国学院線	栃木駅と国学院栃木を結ぶ移動を担う	交通事業者と連携した取り組みにより一定以上の需要を確保する
	■コミュニティバス ・ふれあいバス	栃木駅を中心に各駅への運行を行い、鉄道と連携 ※路線ごとの役割は表 4-8	地域公共交通会議で運行方針を定め、持続可能な運行を目指す
補完公共交通	●デマンドタクシー ・蔵タク	市内全域ドア to ドアのフルデマンド方式により、少量輸送を担う	地域公共交通会議で運行方針を定め、地域公共交通確保維持事業（地域内フィーダー系統補助）を活用し持続可能な運行を目指す
	●一般タクシー	ドア to ドアの少量個別輸送を担う移動手段で、個別のニーズに機動的や柔軟的に対応可能な公共交通	交通事業者と連携した取り組みにより一定以上の需要を確保する 福祉タクシー料金助成事業により、障がい者や高齢者を対象に福祉タクシー利用券を交付し、タクシー料金を助成する
特定の利用者等の移動手段を担う交通	●スクールバス	通学を目的とした利用者の移動を担う	児童生徒の学校生活に影響を与えないように、安全及び防犯の観点から運行を確保する
	●障がい者等移送サービス	市外への通院等を支援	障がい者や高齢者等、一般の公共交通機関の利用が困難な方の移動手段を確保するため、制度を維持していく

ふれあいバスの路線ごとの役割は次のとおりです。

表 4-8 ふれあいバスの路線ごとの役割

路線名	役割
寺尾線	栃木駅と栃木地域寺尾地区を結び、通勤、通学、買い物のニーズに対応する路線
市街地循環線	市街地を循環し、通勤、通学、買い物のニーズに対応する路線
市街地北部循環線	市街地北部を循環し、通勤、通学、買い物のニーズに対応する路線
部屋線	栃木駅と藤岡地域部屋地区を結び、通勤、通学、買い物のニーズに対応する路線
真名子線	栃木駅と西方地域真名子地区を結び、通勤、通学、買い物のニーズに対応する路線
金崎線	栃木駅と西方地域金崎地区を結び、通勤、通学、買い物のニーズに対応する路線
大宮国府線	栃木駅と栃木地域大宮地区・国府地区を結び、通勤、通学、買い物のニーズに対応する路線
皆川樋ノ口線 小野寺線※1	栃木駅と栃木地域皆川地区・樋ノ口地区・岩舟地域小野寺地区を結び、通勤、通学、買い物のニーズに対応する路線
藤岡線 大平線※2	栃木駅と大平地域・藤岡地域藤岡地区を結び、通勤、通学、買い物のニーズに対応する路線
岩舟線	栃木駅と岩舟地域を結び、通勤、通学、買い物のニーズに対応する路線

※1 小野寺線は令和2年3月21日から皆川樋ノ口線より分割

※2 大平線は令和2年3月21日から藤岡線より分割

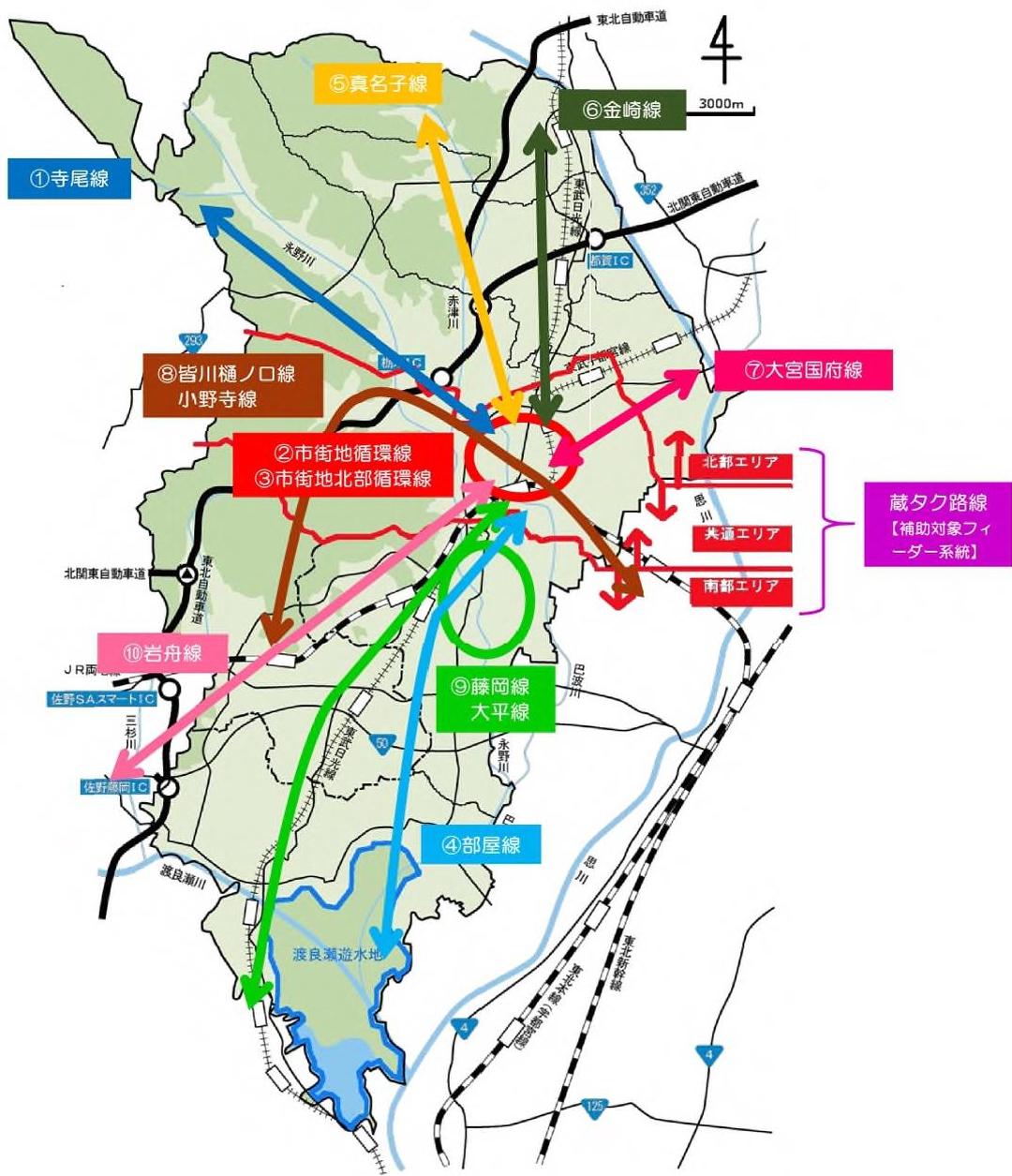


図 4-14 ふれあいバス・蔵タク路線概要図

4.7. コミュニティバス（ふれあいバス）の運用状況

コミュニティバスの運用概要は、以下の通りです。

なお、コミュニティバスの事業概要は、実施計画で定めます。

名 称	ふれあいバス
形 態	定時・定路線の路線バス
路 線 数	10 路線
運行日数・便数	365 日運行、1 日 142 便
地区の区分け	地区を超えると運賃が変わる運賃体系地区を 8 地区に設定
運 賃 体 制	初乗り 100 円で、地区を超えると 100 円加算し、1 路線内最大 300 円 障がい者、子ども（3 歳～小学生）は運賃半額、3 歳未満は無料
支 払 い 方 法	現金のほか、1 日乗車券、回数券、定期券を設定
運 用 車 両 数	運行車両 16 台（うち低床化車両 3 台、車いす対応車両 9 台）
乗 車 定 員	25 名程度（うち 2 路線は定員 14 名の小型車両）

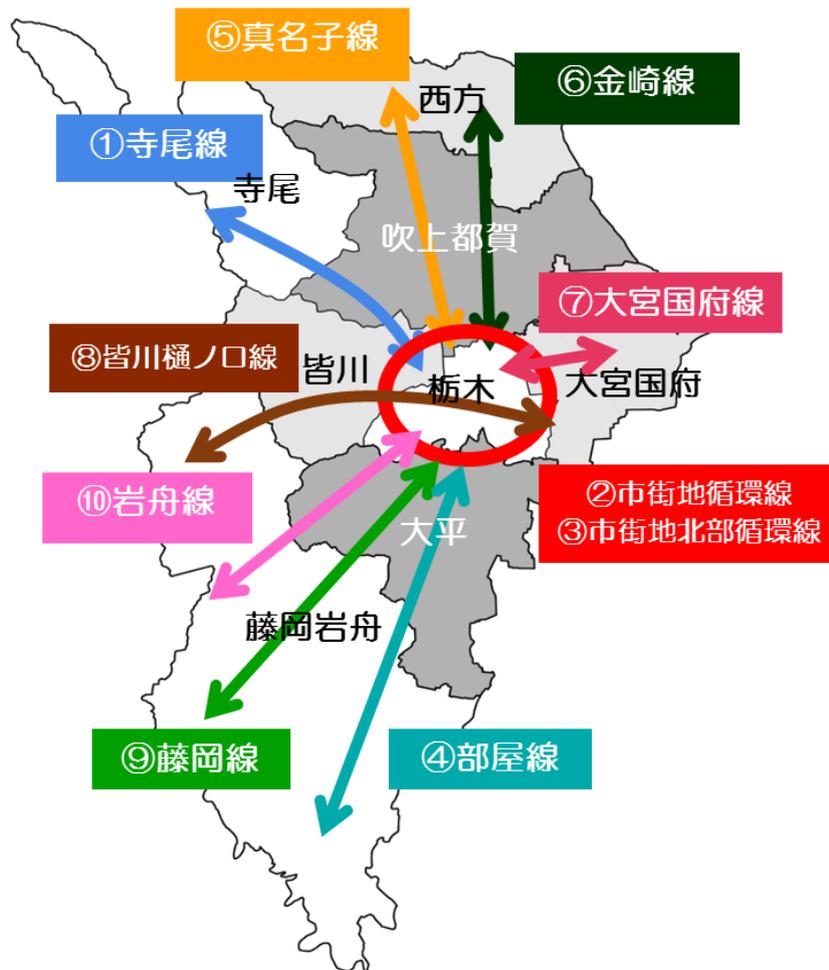


図 4-16 コミュニティバス（ふれあいバス）

4.7.1. ふれあいバスの利用状況

ふれあいバスの利用者数は、年々増加傾向にあり、平成 28 年度から 29 年度の 1 年間に 1,645 人増加しています。

表 4-10 ふれあいバスの利用者数

年度	利用者数	運行日数	1 日平均利用者数	1 月平均利用者数
平成 26 年度	210,127 人	365 日	575.6 人	17,511 人
平成 27 年度	218,791 人	366 日	597.8 人	18,233 人
平成 28 年度	222,551 人	365 日	609.7 人	18,546 人
平成 29 年度	224,196 人	365 日	614.2 人	18,683 人

表 4-11 路線別のふれあいバスの利用者数

路線番号	路線名	平成 29 年度利用者数	車両台数	便数	主系統キロ	1 人平均利用距離
①	寺尾線	44,879 人	2 台	上り 9 便 下り 10 便	29.5km	11.2km
②	市街地循環線	14,484 人	1 台	11 便	14.8km	4.0km
③	市街地北部循環線	33,077 人	1 台	12 便	11.3km	4.4km
④	部屋線	37,101 人	2 台	上り 8 便 下り 9 便	24.2km	7.7km
⑤	真名子線	25,813 人	2 台	上り 9 便 下り 9 便	22.0km	10.6km
⑥	金崎線	6,286 人	1 台	上り 6 便 下り 5 便	20.9km	6.9km
⑦	大宮国府線	8,553 人	1 台	北回り 4 便 南回り 4 便	29.2km	7.1km
⑧	皆川樋ノ口線	17,064 人	2 台	上り 8 便 下り 8 便	33.1km	6.5km
⑨	藤岡線	16,392 人	2 台	上り 7 便 下り 7 便	42.3km	9.1km
⑩	岩舟線	20,547 人	2 台	西回り 8 便 東回り 8 便	42.2km	9.3km

表 4-12 ふれあいバス乗降場所ランキング（平成 29 年度）

乗降場所	件数	乗降場所	件数
1 栃木駅	70,048	6 市役所前	11,188
2 とちぎメディカルセンターしもつが	18,886	7 ヨークベニマル栃木祝町店	10,038
3 栃木駅南口	17,808	8 新栃木駅	9,490
4 イオン前	12,756	9 とちぎメディカルセンターとちのき	7,983
5 イオン	12,448	10 カインズモール大平	7,226

4.7.2. バス停区間別の年間乗客数

ふれあいバスの利用は、栃木駅を中心に、北西部、南部への乗客数が多くなっています。西部は人口が少なく、利用度も低くなっており、東部・東北部は、人口は多いですが、利用者が少なくなっています。

また、路線別にみると、寺尾線は中心部から星野御嶽山入口まで乗客が多く、通学や観光のために多く利用されています。真名子線は旧赤津支所前付近まで乗客が多くなっています。部屋線は佐藤商事前付近まで乗客が多くなっています。

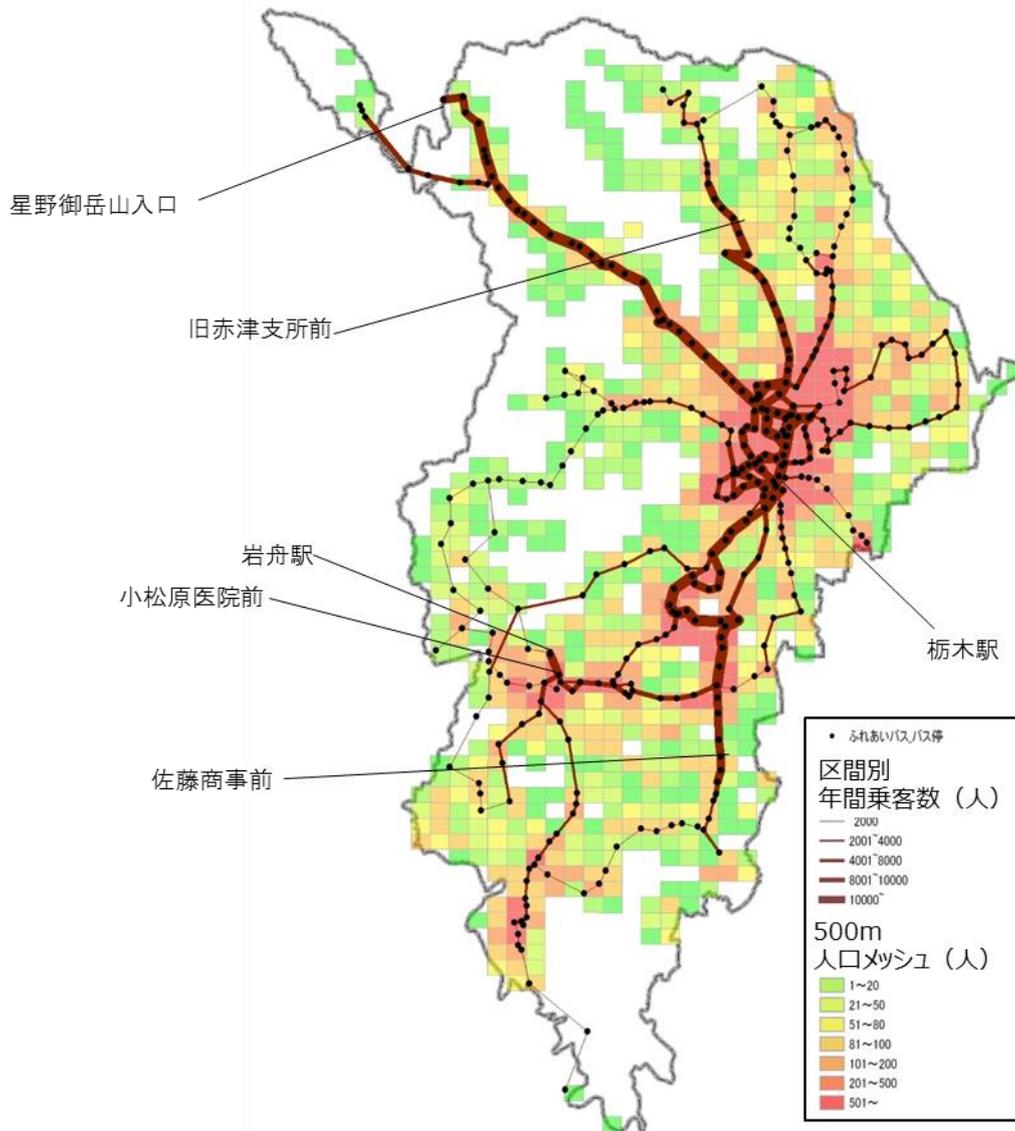


図 4-17 バス停区間別年間乗客数

4.7.3. バス停 300m 圏内の人口カバー状況

路線は全体的に人口密度が高い地域をカバーしています。

栃木駅周辺及び、新大平下駅南部で人口密度が高いエリアが広くありますが、バス停から 300m 圏内に入らない地域も存在します。

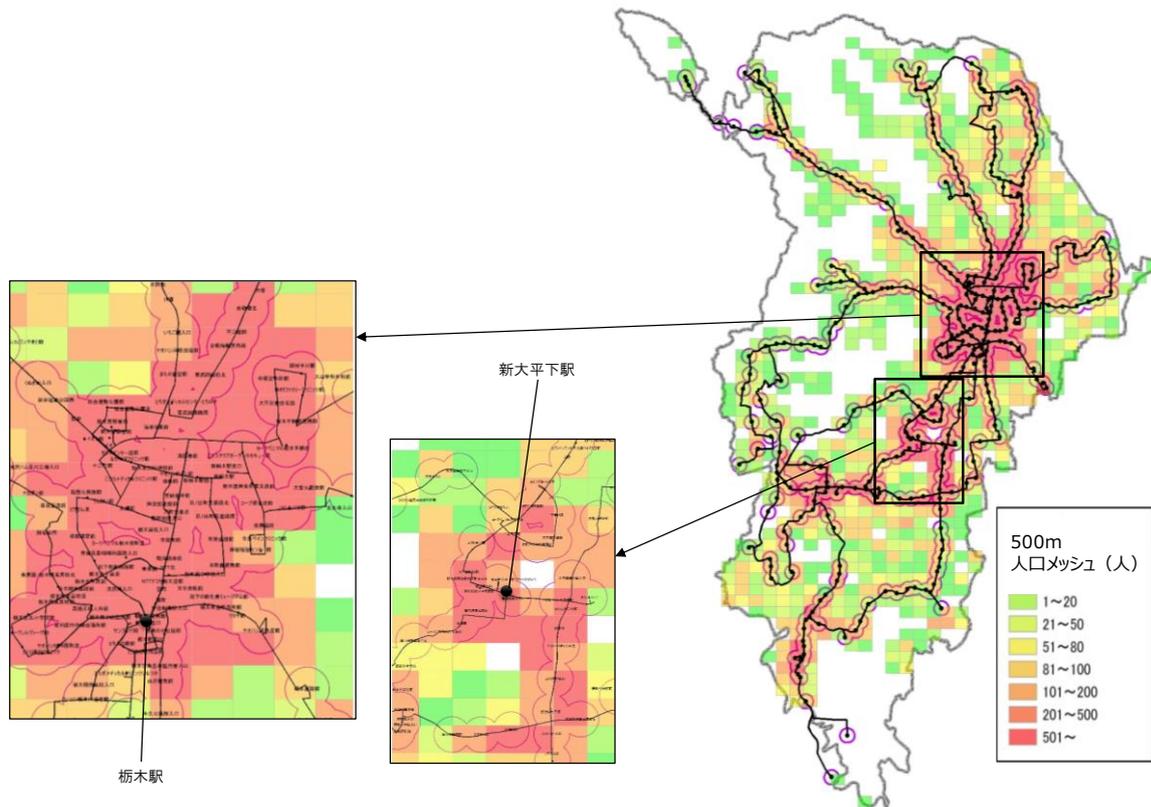


図 4-18 ふれあいバスの人口カバー状況

4.7.4. ふれあいバスに関する現状のまとめ

ふれあいバスの利用状況は、南北方向で利用度が高く、東西方向では利用度が低く、通勤通学や鉄道との乗り継ぎ利用の他、利用目的は観光と日中の生活となっており、栃木駅周辺部は日中の生活目的が多くなっています。

また、各路線の利用状況は、以下のような特徴があり、それぞれの特徴を踏まえ、路線の位置づけを明確化し、ルート検討や利用促進方策を実施する必要があります。

表 4-13 ふれあいバスの各路線の利用状況

路線	特徴
①寺尾線	利用者は堅調、高校の通学利用も多い 路線全体で利用されている
②市街地循環線	特定の時間帯に利用が偏り、全体として利用者数が少ない 駅、商業施設、医療施設での利用
③市街地北部循環線	1日を通じて利用が多い路線 駅、商業施設、運動公園に利用が集中し、効率よく利用されている
④部屋線	1日を通じて利用が多い路線、小学生の通学にも利用されている 駅、商業施設等、路線全体で利用されている
⑤真名子線	利用者数は1便3~4名でやや少ないが、高校の通学利用が多い 乗降の多いバス停が限られている
⑥金崎線	全体として利用者数が少ない 本数が少なく、効率が悪くなっている可能性がある
⑦大宮国府線	全体として利用者数が少ない 本数が少なく、効率が悪くなっている可能性がある
⑧皆川樋ノ口線	通学にも利用されているが、朝の時間帯以外利用者が少ない 駅と学校に利用が集中している
⑨藤岡線	日中の利用が多く、朝夕の利用が少ない 路線全体で乗降がみられる
⑩岩舟線	時間帯によって利用者数が増減する、8時台と15時台が多い 駅、商業施設、医療施設での利用

4.8. デマンドタクシー（蔵タク）の運用状況

デマンドタクシーの運用概要は、以下の通りです。

なお、デマンドタクシーの事業概要は、実施計画で定めます。

名 称	蔵タク
地区の区分け	市内全域ドア to ドアのフルデマンド方式
路 線 数	市内を3エリアに分け運行
運行日数・便数	1日9便、平日のみ運行
運賃体制	運賃は片道300円～500円。障がい者、子ども（3歳～小学生）、老人福祉センター利用者は運賃半額、3歳未満は無料
支払い方法	現金のほか、回数券を設定
運用車両数	運行車両14台（車いす対応車両3台）
乗車定員	乗車定員8～9名のワンボックス5台、4名のセダン9台

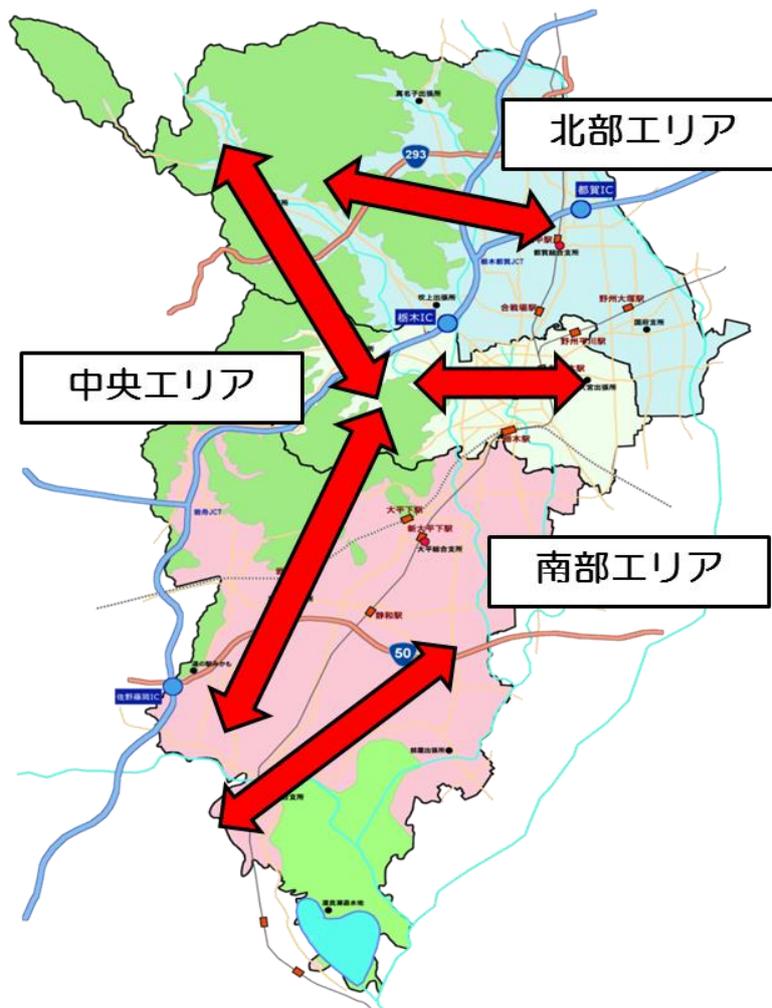


図 4-19 デマンドタクシー（蔵タク）

4.8.1. 蔵タクの利用状況

蔵タクは年間延べ利用者数については年々増加傾向にありますが、実利用者数は横ばいとなっていて、毎年3,000人前後で推移しています。

また、1人1回当たりの平均移動距離は、約7kmとなっています。

表 4-14 蔵タク（デマンドタクシー）の利用状況

年度	登録者数	年間延べ利用者数	運行日数	1日平均利用者数	台数	乗合率 1台1便あたり利用者
平成26年度	15,915人	58,029人	244日	237.8人	上期：12台 下期：14台	上期：2.36人 下期：2.23人
平成27年度	17,069人	59,609人	242日	246.3人	14台	2.20人
平成28年度	18,204人	61,098人	243日	251.4人	14台	2.24人
平成29年度	19,336人	62,552人	244日	256.3人	14台	2.29人

表 4-15 蔵タク（デマンドタクシー）の実利用者数・移動距離

年度	全人口 (3月末)	実利用者数	人口に占める 実利用者の割合	1人あたり 年間平均 利用回数	蔵タク年間 走行距離 (全車両計)	1人1回あたり 平均移動距離
平成26年度	163,765人	3,006人	1.84%	19.3回	412,571km	7.11km
平成27年度	163,170人	3,074人	1.88%	19.4回	434,799km	7.29km
平成28年度	162,520人	2,938人	1.81%	20.8回	454,071km	7.43km
平成29年度	161,829人	2,876人	1.78%	21.7回	457,691km	7.31km

時間別の平均利用者数は、9時便～10時便が最も多く35～40人で推移し、11時便～13時便は休憩時間で運行台数が減るため利用者数も減少しており、14時便以降は15～30人弱の利用者数に減少しています。

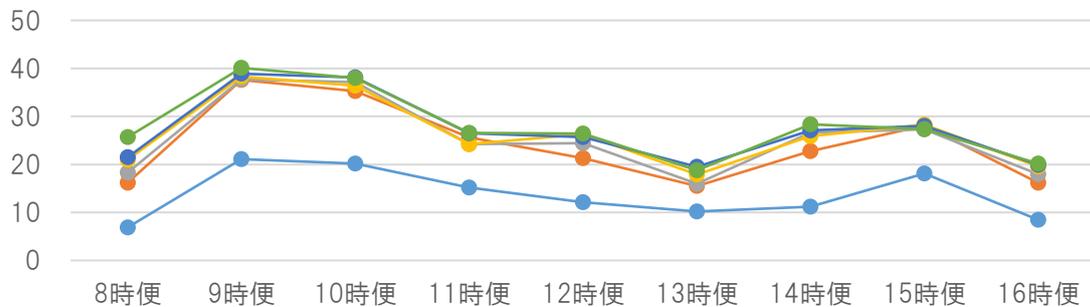


図 4-20 時間別 平均利用者数の推移

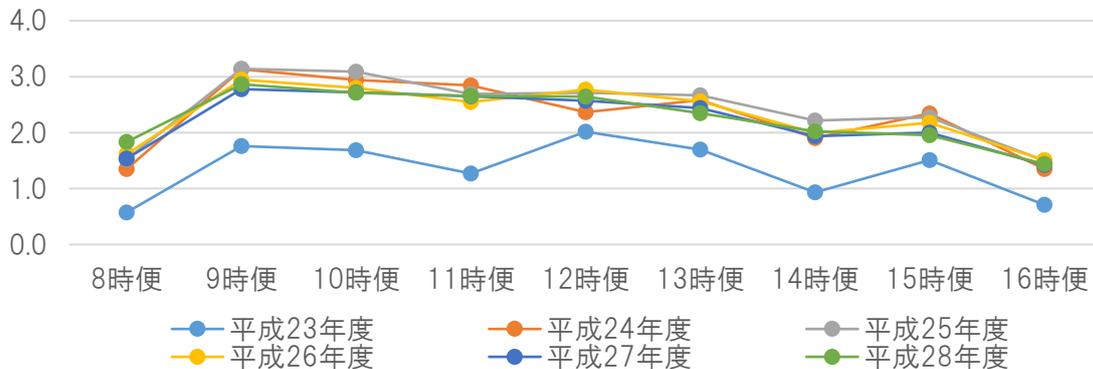
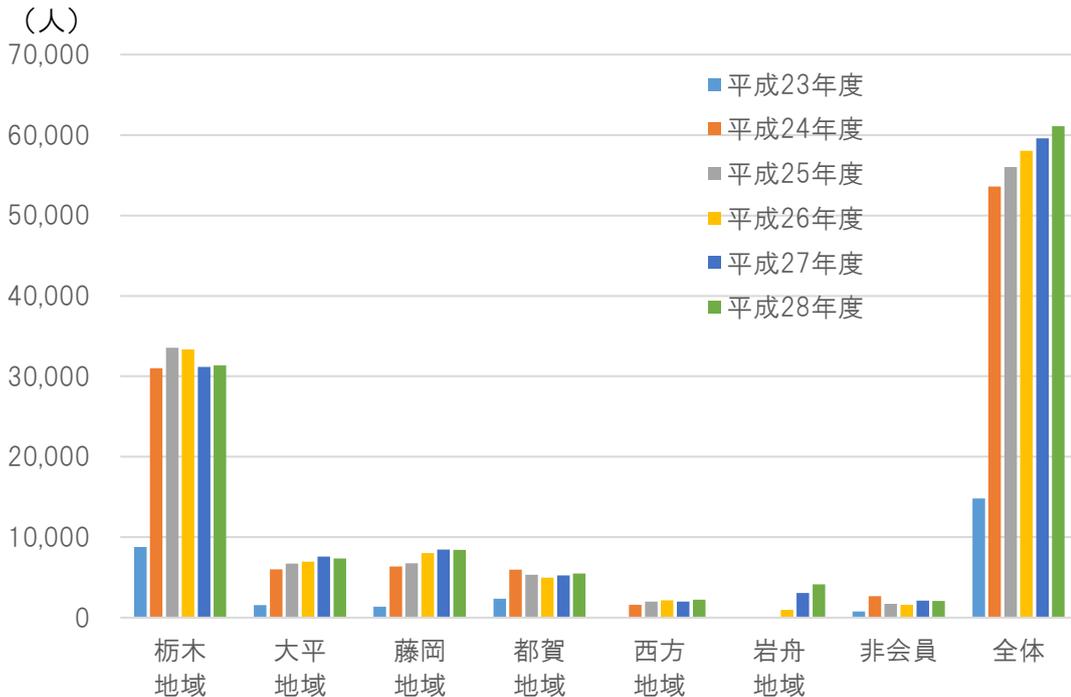


図 4-21 時間別 1台1便当たりの平均利用者数の推移 (乗合率)

4.8.2. 地区別年度別の利用者数

地区別の利用者数は、栃木地区が多く全体の半数を占めています。人口に占める蔵タク登録者の割合は、栃木市全体で11.2%、各地区10%前後ですが、特に運行年数の少ない岩舟地区は10%以下となっています。

登録者の実際の利用率は、概ね10~15%程ですが、西方地区は10%以下と低くなっています。



平成23年10月から運行開始（西方地域は平成24年4月、岩舟地域は平成26年10月から）

※非会員：予約者以外の同乗者

図 4-22 年度別地区別利用者数の推移

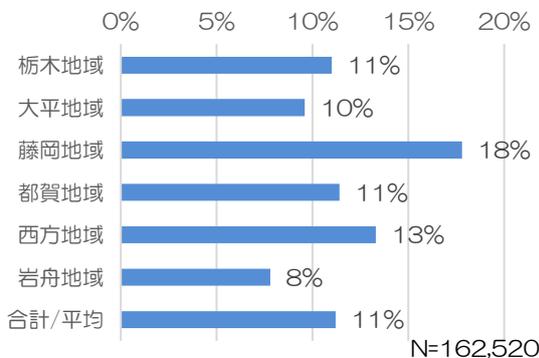


図 4-23 地区別人口に占める登録者の割合 (平成28年度)

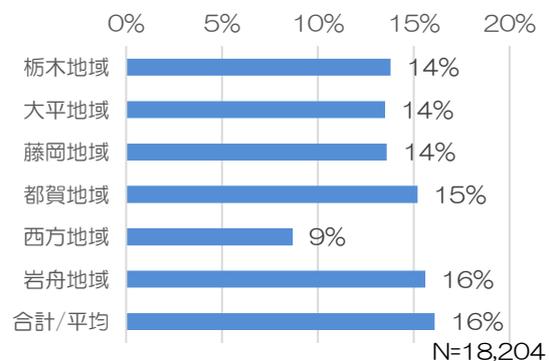


図 4-24 地区別登録者の利用率 (平成28年度)

4.8.3. 地域別行き先別の利用者数

地区内利用が多いのは、栃木が77%、大平が40%、岩舟が43%の3地区です。栃木地域（北部から）や大平地域（南部から）への利用が多く、南北をまたがる移動は少なくなっています。

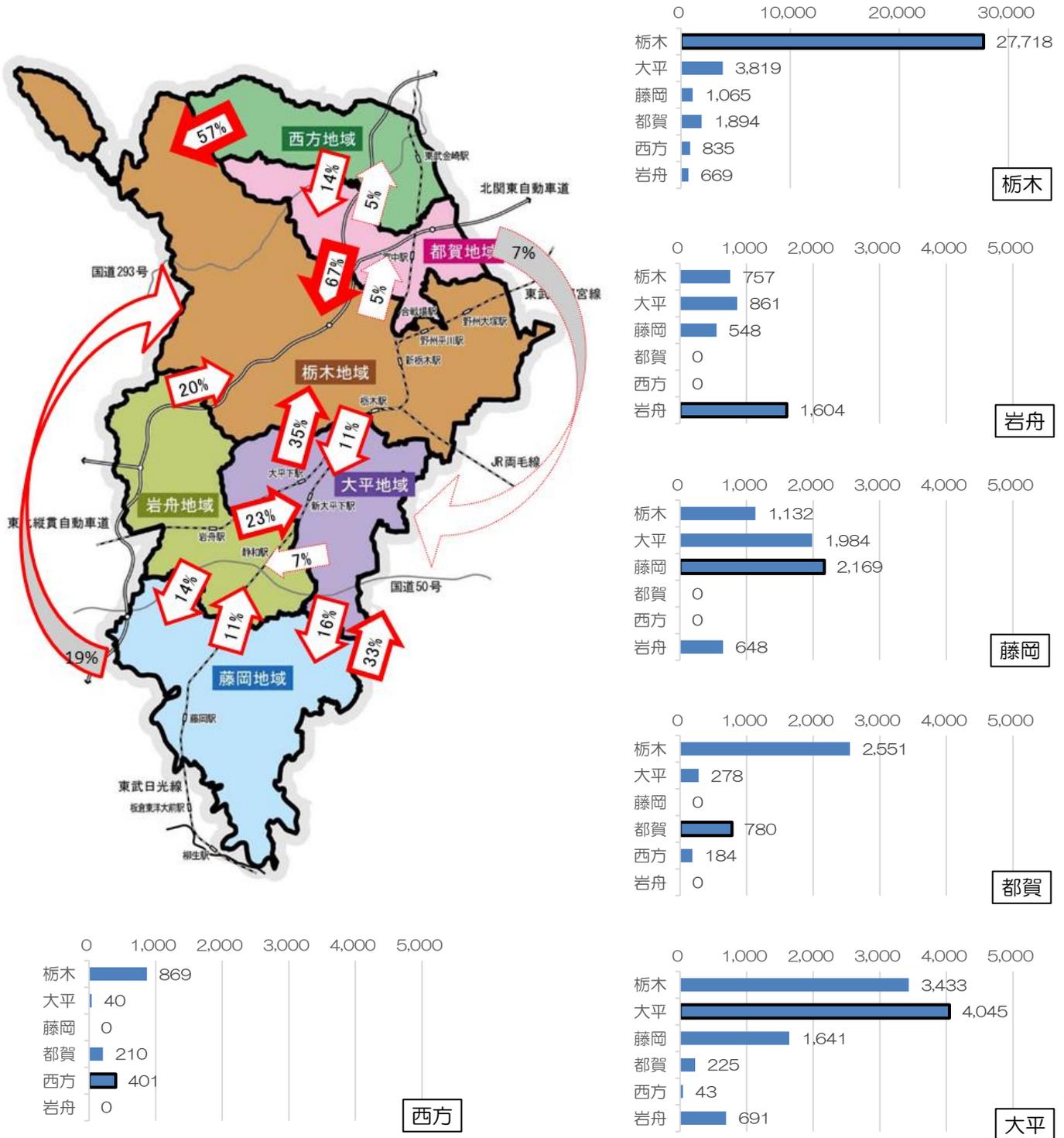


図 4-25 地域間の利用者率と地域別行き先別利用者数（平成 28 年度）

4.8.4. 蔵タクの利用目的

蔵タクの降車場所別ランキングの上位 20 箇所のうち、医療・老人福祉系施設が 13 件と半数を占めており、通院目的の利用が多いことが推測されます。目的地は、栃木・大平地域が多くなっています。医療・老人福祉系施設以外の目的地は、市役所、大規模商業施設等となっています。蔵タク利用者の 8 割が高齢者であることから、医療・老人福祉系施設への移動を目的とした利用が多いことが想定されます。

降車場所	件数	降車場所	件数
1 とちぎメディカルセンターしもつが (下都賀総合病院)	4,354	11 渡良瀬の里	539
2 長寿園	1,481	12 さくら眼科クリニック	528
3 とちぎメディカルセンターとちのき	1,416	13 ベイシア大平モール店	422
4 イオン栃木店	1,148	14 カーブス栃木	409
5 整形外科メディカルパパス	1,072	15 ヤオハンアイム/サンキ	405
6 栃木市役所	915	16 県立栃木特別支援学校	368
7 こひらメディカルクリニック	890	17 大山整形外科	355
8 おおやクリニック	863	18 橋本腎内科クリニック	330
9 泉寿園	824	19 博愛クリニック	325
10 福寿園	662	20 栃木駅北口	312

■ 栃木地域、■ 大平地域、■ 藤岡地域、■ 岩舟地域

図 4-26 蔵タク乗降場所ランキング (平成 28 年度)

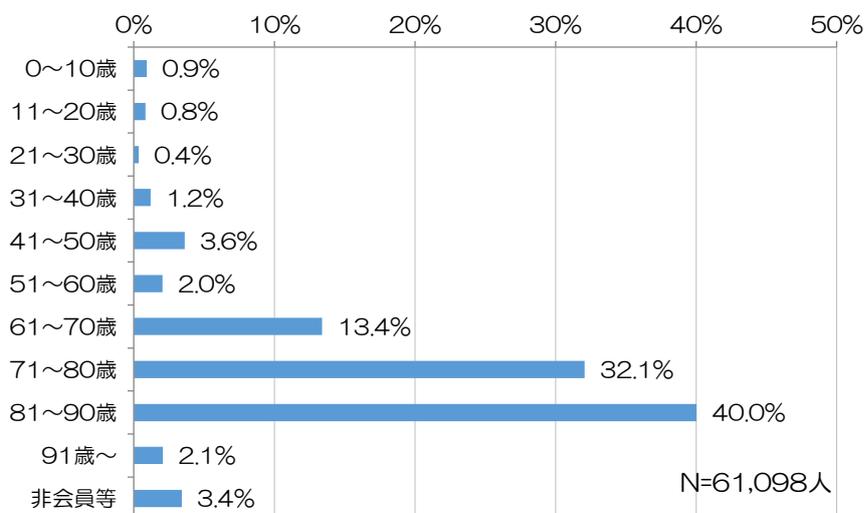


図 4-27 年齢別利用者数の割合 (平成 28 年度)

4.8.5. 蔵タクの利用状況～予約お断り件数とキャンセル数～

予約キャンセル件数は、年間 6,000 件以上であり増加傾向にあります。

予約をお断りする件数は、年間約 3,000 件であり、9 時便が最も多く、朝 8 時便及び 14 時以降の便で少なくなっています。

表 4-16 年度別 予約キャンセル数

年度	キャンセル数
平成 26 年度	4,867 件
平成 27 年度	5,599 件
平成 28 年度	6,203 件
平成 29 年度	6,407 件

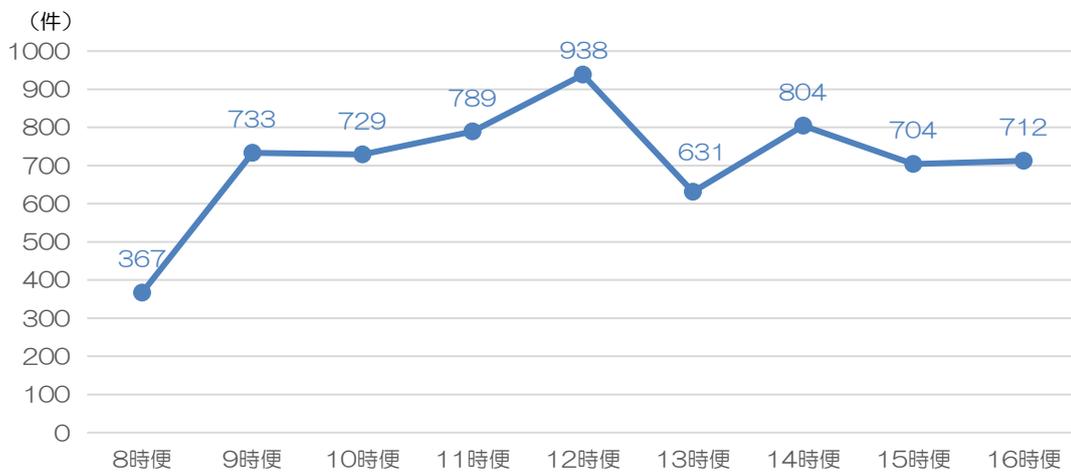


図 4-28 時間別 予約キャンセル件数 (平成 29 年度)

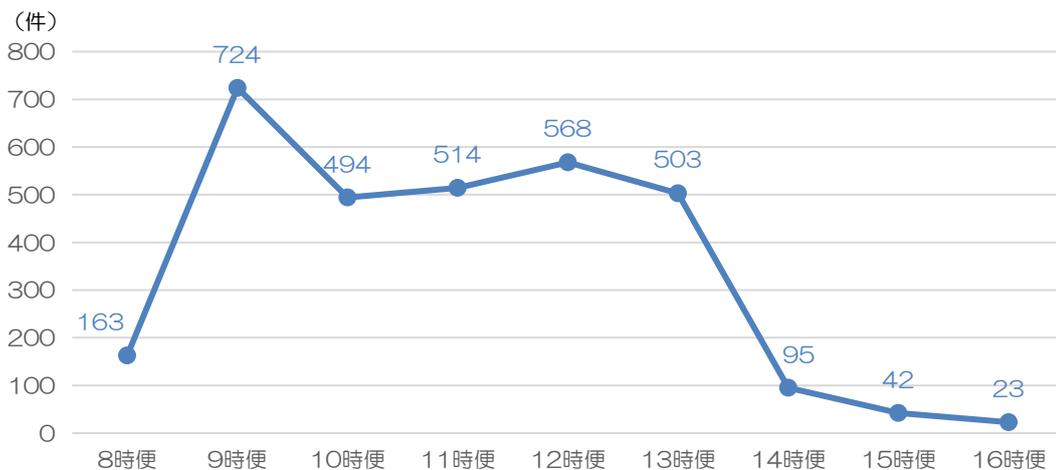


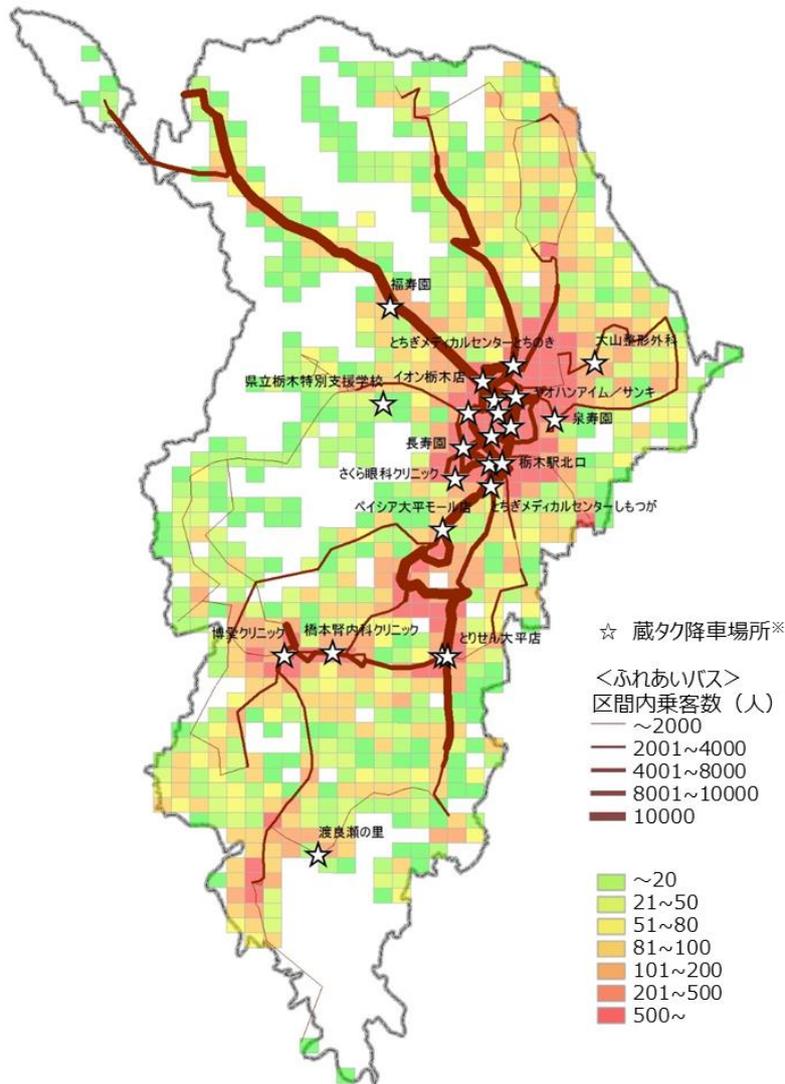
図 4-29 時間別 お断り件数 (平成 29 年度)

4.8.6. 蔵タクの利用状況のまとめ

蔵タクの利用者分布は、地理的要因よりも人口に比例していると考えられます。

利用者の年齢をみると、8割が60歳以上の高齢者であり、利用が多い目的地は、医療機関等が半数を占めています。

利用状況については、乗合率、実利用者数は横ばいであり、移動距離の長距離化が見られます。また、利用が増加している一方で、キャンセルも増加しています。



※平成 28 年 4 月 1 日から平成 29 年 3 月 31 日までの乗降件数の上位 20 位までの乗降場所

図 4-30 人口集積の状況と蔵タク目的地 (平成 28 年度)

4.11. 地域公共交通確保維持事業の必要性

デマンドタクシー（蔵タク）は、高齢社会の進展に伴い自動車が運転できない方の増加や移動ニーズの多様化に対応するため、市内全域で運行されていますが、今後、運転免許を自主返納する高齢者の増加が推察されることから、デマンドタクシー（蔵タク）の重要性が更に高まることが予測されます。利用者負担及び市の財政負担だけでは運行の維持が難しく、引き続き地域公共交通確保維持事業（地域内フィーダー系統）の活用により、生活交通手段を確保・維持する必要があります。

10. 計画の達成状況の評価

10.1. 評価指標の設定

本計画の達成状況の評価するため、各取組に対する評価指標を以下のとおり設定します。
各評価指標の数値目標は実施計画で定めます。

取組み目標 1：地区毎の移動を支える路線バスとデマンドタクシーによるネットワーク形成	
(1) 各地区の移動実態やまちづくりの方向性を考慮し、拠点間を連絡する軸（鉄道またはバス）、面でカバーする地域間・地域内移動手段（デマンドタクシー、端末交通）によるネットワーク形成を目指します。	
施策 1：各公共交通（ふれあいバス・蔵タク等）の役割分担の明確化	
(2) まちづくり進展に合わせ、合理的でわかりやすいネットワークと運賃体系の構築を目指します。	
施策 1：バスルート・運行ダイヤの見直し	
施策 2：料金体系の見直し	
評価指標：公共交通の充実に関する満足度	

取組み目標 2：まちづくりとの連携と採算性等を考慮した持続可能な公共交通サービスの確保・維持	
(1) 地区住民にわかりやすい情報提供や広報活動による利用促進に取組みます。また、利用者特性を踏まえ、ターゲットに応じた利用促進方策を展開します。	
施策 1：わかりやすい情報提供	
施策 2：積極的な広報活動の実施【バス・蔵タク】	
施策 3：利用しやすい公共交通サービス体系の構築	
(2) 効率的な運行形態とサービスに応じた運賃体系の構築を実施します。	
施策 1：運行の効率化	
施策 2：サービスに応じた運賃体系	
(3) 地域や鉄道事業者と連携して公共交通サービスの維持・確保の取組みを検討します。	
施策 1：商業・福祉施設、鉄道と連携した公共交通サービス支援の検討	
評価指標：ふれあいバスの利用者数、蔵タクの利用者数 ふれあいバスの収支率、蔵タクの収支率（運賃収入/運行経費）	

取組み目標 3：公共交通の利用環境の改善	
(1) 高齢者等の交通弱者が利用しやすく、わかりやすい交通手段を目指し、公共交通の利用環境改善に取組みます。	
施策 1：バス停の待合環境整備の検討	
施策 2：バス・タクシー等車両のバリアフリー化の検討	
施策 3：蔵タク予約受付の改善	
評価指標：屋根付き待合所など待合環境の整備件数、 ノンステップバスの導入数、UDタクシーの導入数	

第2 ふれあいバス運行実施計画

ふれあいバスの運行実施計画を以下のとおり定めます。

2-1 運行実施概要

(1) 実施期間

令和2年3月21日（土）から令和7年3月31日（月）とします。

(2) 事業方式

道路運送法第4条の許可に基づく、一般乗合旅客自動車運送事業とします。

(3) 運行形態

定時性を追及する「通勤・通学・観光」の足を確保し、地域間交流の促進による地域活性化の一翼を担い、市の一体感の醸成を図るため、道路運送法施行規則第3条の3第1号に定める「路線定期運行」（路線を定めて運行するものであって、設定する運行系統の起終点及び停留所の時刻設定が定時である運行の形態）とします。

(4) 運行方法

運行方法はワンマン運行とします。

(5) 実施主体

実施主体は栃木市ですが、運行業務の全てを、事業許可を有する旅客運送事業者が行うものとします。

(6) 運行事業者の選定

運行事業者の選定については、プロポーザル方式により、事業者の概要、業務実績、事業に対する提案内容、運行経費等を総合的に評価して決定します。

1路線につき1事業者を原則としますが、運行車両が1台の路線については、予備車両の確保や乗務員の配置など、車両2台の路線と比較し経費を要するため、可能な範囲で2路線を基準に契約するものとします。

(7) 運行事業者

番号	路線	車両数	運行事業者
1	寺尾線	2台	関東自動車(株)
2	市街地循環線	1台	蔵の街観光バス(株)
3	市街地北部循環線	1台	
4	部屋線	2台	蔵の街観光バス(株)
5	真名子線	2台	関東自動車(株)
6	金崎線	小型1台	富士観光バス(株)
7	大宮国府線	小型1台	TCB観光(株)
8	皆川樋ノ口線	小型1台	
9	小野寺線	1台	関東自動車(株)
10	大平線	2台	(株)ティ・エイチ・エス
11	藤岡線		
12	岩舟線	2台	(株)ティ・エイチ・エス
合計		16台	

※バリアフリー対応については、小型車両で運行する西方線、大宮国府線、皆川樋ノ口線を除く

(8) 運行費補助

運行事業者に対しては、運行に伴う赤字補てんとして、運行経費から運賃収入及びその他運行に伴う収入を差し引き、支払う補助金を算出します。

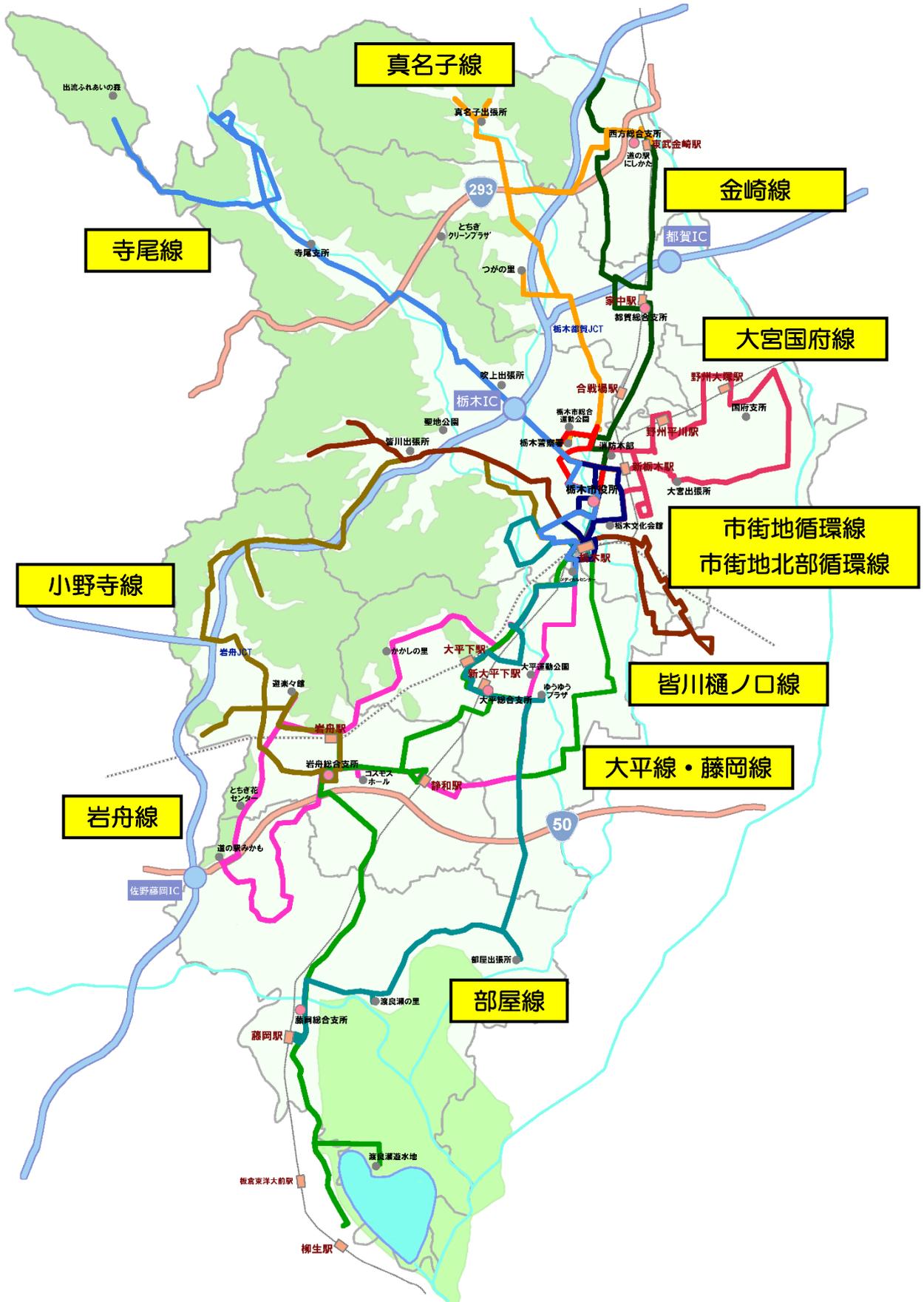
2-2 ふれあいバス運行計画

(1) 運行ルート

運行ルートについては、以下の項目に配慮したルートを基本とします。

配慮する項目	運行ルートの設定
利用ニーズの高い施設	・地域の人口分布やアンケート調査結果等を参考に、利用ニーズの高い医療施設や商業施設、駅、高等学校、公共施設、観光施設などを結びます。
他の公共交通との乗り継ぎ	・鉄道とバス、デマンド交通との乗り継ぎを考慮したルートと運行ダイヤを設定します。

【 ふれあいバス路線イメージ図 】



(2) 停留所

道路の条件や関係法令を遵守しつつ、可能な限り身近な場所に設置するとともに、鉄道との乗り継ぎの利便性や、需要の多い医療施設や商業施設、高等学校、公共施設、観光施設などの利用に配慮した場所に設置します。

(3) 自由乗降区間（フリー乗降制）

交通条件や道路条件、沿線施設等の条件など、交通の安全性に配慮しつつ、支障のない区間については、運行ルート上であれば停留所以外の場所から乗降できる自由乗降区間を設定し、周辺地域の利用者の利便性向上を図ります。

【自由乗降区間のバス利用方法】

乗車時	・利用者は、運行ルート沿線上の、安全かつバスが見える場所でバスを待つ。 ・バスが見えたら、利用者は運転手に分かるように手を挙げて合図をする。
降車時	・降車場所が近づいたら、利用者は運転手に口頭で降車希望場所を申し出る。

【自由乗降区間の設定基準】

自由乗降区間は、次の全てを満たす区間とし、関係法令及び通達に基づき設定します。

- ①信号や交差点、横断歩道など、道路交通法に規定する停車及び駐車を禁止する場所が連続しない区間（※主に市街地及び市街地周辺は対象外）
- ②バスが自由に停車しても追突などの危険性が低く、周囲を走行する車両や歩行者、利用者等の交通安全が確保できる区間（※バイパスは対象外）
- ③交通量が少ない区間や、バスが自由に停車することにより対向車や後続車など周囲を走行する車両等の交通渋滞などへの影響が少ない区間
- ④乗務員が走行中にバス利用者を目視確認した後、バスが安全に停車できる距離がある見通しの良い区間
(※車両速度が遅くてもカーブなど見通しが悪く、バス利用者を確認してから停止までの距離を確保できない区間は対象外)
- ⑤歩行者が少なく、乗務員がバス利用者であることを容易に認識できる区間
(※道路や交通条件を満たしても、歩行者が多く乗務員がバス利用者を判断することが難しい市街地や観光地は対象外)

自由乗降区間であっても、乗降できない場所は以下のとおりとします。

- ①道路交通法に規定する停車及び駐車を禁止する場所及びその前後
- ②近隣に停留所がある場所
- ③乗務員が、車両や歩行者、利用者等の安全が確保できないと判断した場所
- ④乗務員が、対向車や後続車等の交通に支障があると判断した場所
- ⑤その他乗務員が、乗降に問題があると判断した場所

自由乗降区間の見直しについては、交通量や道路状況の変化により、必要に応じて見直しを実施します。

(4) 運行ダイヤ

毎日の運行を基本とし、駅などの乗継施設では乗継時間をできるだけ短縮するとともに、鉄道や他の系統のバスとの乗換え時間を考慮した設定とします。

市民アンケートや利用状況に応じた系統の設定を行います。

配慮する項目	運行ダイヤの設定
利用ニーズに即した時刻の設定	・朝夕の通勤や通学時間帯、通院や日中の買い物時間帯など、利用状況やニーズに応じた時刻を設定します。
他の公共交通との乗り継ぎを考慮した時刻の設定	・鉄道を中心とした、他の公共交通との乗り継ぎ、バス乗り継ぎ拠点における乗り継ぎ連携を考慮した運行ダイヤを設定します。

(5) 運賃の設定

運賃は、交通弱者等の過度の負担とならず、利用者の需要が見込める額とするとともに、利用者にとってわかりやすい一律運賃とします。

また、市内の民間路線バスに配慮するとともに、近隣市の運賃額及び、採算性を考慮した運賃額を設定します。

【運賃】

- ・全路線一律：200円
- ・高齢者（75歳以上）：100円
- ・障がい者（手帳提示）及び、障がい者と同乗し介護する方：100円
※身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳のいずれかを所持する者。
乗車の際に、利用者に手帳（コピー可）の提示を求め、確認するものとする。
- ・小学生以下：無料

【運賃の算出根拠】

■市内民間路線バス

関東自動車国学院線：180円～240円

■近隣市コミュニティバス運賃設定

佐野市：310円（一律）

足利市：210円（一律）

小山市：200円（一律）

■採算性（輸送力に対する収入）

乗車定員100%の満車時に、収支100%とした場合の必要な運賃額

・H29 運行経費 ÷ (車両定員 × 運行回数 × 365日)

317,762千円 ÷ (13～48人 × 8～19便 × 365日) = 194.2円

【4,482人】

【1日乗車券】

- ・ふれあいバスの利用と乗り継ぎ促進を図るため、ふれあいバス全路線を1日乗降自由とする1日乗車券を設定します。

1日乗車券：400円

- ・1日乗車券の支払いは現金のみとし、金券や回数券との交換は不可とします。
- ・1日乗車券の払い戻し及び差額を払って他の券との交換は不可とします。

【回数券】

- ・公共交通の利用促進を図るため、ふれあいバスと蔵タクの両方に使用できる共通回数券を発行します。

ふれあいバス蔵タク共通回数券：1,000円（100円券11枚綴り）

- ・回数券の払い戻しは、運行事業者の営業所で行うものとし、購入額から使用した枚数に1回あたりの利用額を乗算した額を差し引いた金額を払い戻すこととします。

例：1,000円券（額面1,100円）を3枚使用した場合、払戻額700円（額面残800円より100円少ない）

【定期券】

- ・通勤、通学利用者の利便性の向上を図るため、また、高齢者の日常生活の足を確保するため、定期券を発行します。

なお、定期券の発行区分及び料金は以下のとおりとします。

区分	通勤（一般）定期		通学定期	
	大人	高齢者（75歳以上） 障がい者とその介護者	大人	高齢者（75歳以上） 障がい者とその介護者
1か月	7,200	3,600	4,800	2,400
3か月	20,400	10,200	13,600	6,800

- ・定期券は、全路線、有効期限内乗降自由とします。

《算出式》

【1か月定期】

- ・一般定期 基準運賃 200円×30日×2(往復)×0.6程度
- ・通学定期 基準運賃 200円×30日×2(往復)×0.4程度

【3か月定期】

- ・1か月定期の算出式 × 3か月 × 95%程度

※参考データ

- ・年間の平日数約244日
月の平均平日数20.3日
- ・通勤定期の料金設定は30日×0.6=18日分
- ・学校の平均日数約200日（195～205日）
月の平均平日数：16.6日
- ・通学定期の料金設定は30日×0.4=12日分
- ・回数券は11枚綴りで10枚分の料金（約10%割引）
- ・平日のみ利用する場合：1か月20日、10%引きで18日分の料金

- ・通学定期は、高等学校、短大、大学、専修学校など、学校が発行する通学証明書の確認、または学生証の提示による取り扱いとします。

- ・定期券の払い戻しについては、以下とおりとします。

払戻金額＝購入金額－（券面区間の片道運賃×2（往復）×有効期間初日からの経過日数）－520円（手数料）

払戻場所：運行事業者の営業所・定期券センター

（バス車内における払い戻しは不可）

払い戻しに必要となる物：払い戻す定期券の原本（払い戻し時に回収）

- ・定期券の券面は以下のとおりとします。

《 おもて 》

①栃木市ふれあいバス ●●定期乗車券	②No.999999
③ふれあいバス路線全地区	
④2020年3月20日発行	
⑤2020.4.1 から 2020.6.30 まで	
⑥とち介 様（18歳）	⑧3か月
⑦〇〇〇〇株式会社	⑨運賃 10,000円

①券種（通勤・通学）、ふれあいバス定期券である旨の表示

②管理番号、発行番号等

③有効区間（ふれあいバス路線全地区）

④発行日

⑤有効期間（始期および終期）

⑥氏名・年齢

⑦発行場所

⑧期間

⑨券面金額

《 うら 》

◆御注意◆

1. 本券はお降りの際、必ず係員にお見せください。
ご所持なき場合は、規定により通常運賃を受領いたします。
2. 次のような場合は乗車券を回収し、規定による割増金を受領いたします。
 - イ. 身分、氏名、年齢、その他事実を偽って請求したものを使用时
 - ロ. 券面の記載事項を塗抹改変したとき
 - ハ. 他人名義のものを使用时
 - ニ. 通用期間の経過したものを使用时
 - ホ. その他不正なことをしたとき
3. 本券は紛失せられても再発行はいたしません。
4. 継続お買い求めの場合は、通用期間の切れないうちに本券ご持参のうえ、新券と御引換ください。

(6) 運行車両の設定

【定員】

- ・運行車両については、ピーク時の乗車人数や道路幅員や転回スペースなどを考慮するとともに、路線単位で設定します。
- ・乗車定員30人程度の車両を基準とし、道路状況及び利用状況等を踏まえ、バス車両での運行が難しいなど、小型車両の運行が適切である路線については、乗車定員14人程度の車両を設定します。

【ラッピング】

- ・市章の色に準拠するこれまでのデザインを踏まえるとともに、栃木市マスコットキャラクター「とち介」のデザインを加えるものとします。
- ・路線ごとのカラーリング、利用者に親しみがわくような車両デザインの統一化を図ります。
- ・3色のカラーリングで、路線の方角（北・中央・南）を明確にします。



《グリーン》

CMYK C : 65
M : 8
Y : 95
K : 0
DICカラー212



《オレンジ》

CMYK C : 0
M : 35
Y : 100
K : 0
DICカラー205



《ブルー》

CMYK C : 99
M : 43
Y : 0
K : 0
DICカラー182

【ふれあいバス名称の表示】

- ・ふれあいバス名称の表示については、HGP創英角POP体またはこれに類似するフォントとします。
文字サイズについては、表示可能なサイズを車種ごとに定めることとしますが、以下を目安とします。

【乗車定員30名程度の車両】

車両側面	
車両前面 後面	

【乗車定員14名程度の車両】

車両側面	
車両前面 後面	

カラー：バスの車体の色に合わせ、市章に準拠した色
文字の輪郭に黒線

【行先等表示】

- ・路線名、路線ごとの番号を表示し、併せて方向幕による行き先等を表示し、行き先が容易に識別できるようにします。
- ・小型車両により車体に表示することができない場合を除き、表示方法は以下のとおりとします。

路線名：車両前面、左側面

路線番号：車両前面、左側面

行先方向幕：車両前面、左側面

【バリアフリー対応】

- ・車両の導入にあたっては、バリアフリーに配慮した車両の導入を検討します。

(7) 運行時の対応

【事故対応】

- ・事故が発生した場合、運行事業者及び乗務員は別に定めるマニュアルに従い対応を行います。

【遅延証明】

- ・ふれあいバスが遅延した場合、希望者に下記の遅延証明書を発行します。
原則として、バス車内において発行します。

遅延証明書				
ご迷惑をお掛けいたしました。				
年	月	日		
時	分	(停留所名)		行
ふれあいバス		(路線名)	線は、	
1. 自然渋滞 2. 事故渋滞 3. その他 ()				
のため、〇〇分遅れたことを証明いたします。				
年	月	日		
			運行事業者名	

(8) 周知・広報

ふれあいバスの利用促進を図るため、以下の通り周知広報を実施します。

【時刻表・路線図の作成、配布】

- ・利用者の目線に立って、普段は公共交通を利用しない人や来訪者にもわかりやすいふれあいバスの時刻表や路線図を作成します。
地区ごとの時刻表や外国語に対応した時刻表を作成します。
なお、時刻表・路線図は主要な公共施設のほか、乗継施設である鉄道駅及び大規模医療施設や商業施設等に設置します。

【広報とちぎへの掲載】

- ・市全域に配布される「広報とちぎ」に、上記の時刻表や路線図を折り込むとともに、運賃や利用方法などをわかりやすく掲載します。

【地域説明会や出前講座の実施】

- ・運行概要等を説明する地域説明会を開催します。
また、高齢者団体等の各種団体に出向き、出前講座を開催します。

【インターネットでの情報提供】

- ・ホームページでは、運行概要のほか、運行ルートや運行ダイヤ等を掲載するほか、SNSを活用した広報を実施します。

【ふれあいバスを利用した観光案内の作成・活用】

- ・関係機関等との連携によりふれあいバスを利用した観光案内を作成し、随時見直しや更新を行い、観光及び市内散策における利用促進を図ります。

【運賃割引制度の導入】

- ・選挙や県民の日など、運賃割引を実施し、公共交通の利用促進を図ります。

(9) 待合環境の改善

停留所における待合環境を改善するため、各種施設敷地内及び私有地に設置している停留所を中心に安全面等において支障のない範囲で待合用ベンチを設置します。

また、上屋設置の推進や、遅延情報等をリアルタイムで確認できるバスロケーションシステムの導入など、交通弱者が利用しやすい環境整備を推進します。

(10) 実績報告

運行事業者は、毎月の利用者数、運賃収入及び走行距離等を翌月上旬に、交通防犯課に報告するものとします。

(11) 広告

車両に関する広告については、運行事業者との契約時に定める「栃木市ふれあいバス広告掲載仕様書」に基づくものとします。

(12) 運行内容の見直し方針

運行内容の見直しにあたっては、以下により実施します。

- ・より多くの乗客を移送できるメリットを最大限に発揮できるよう、利用状況や市民意向に配慮した路線等を見直しを行います。
- ・原則として、運行内容の見直しを行うことにより、現在より多くの利用が見込まれる見直しや、運行時間や距離が減少することにより、費用対効果が期待できる見直しを行います。
- ・利用実績等のデータを適宜チェックし、運行ルートの見直しを行います。
- ・通勤や通学など定期利用者に配慮し、原則として、年度単位で見直しを行うこととします。
- ・大規模な見直しを行う際は、市民生活に大きな影響を及ぼす可能性があることから、事前にお知らせをしながら実施します。
- ・車両制限令など関係法令を順守します。
- ・市内の拠点を連絡する軸の強化や拠点から地区内に伸びる支線の効率的化を図る見

直しを実施します。

- ・分かりやすい路線の設定や、鉄道や他のバス路線と、スムーズな乗継ぎを実現するための見直しを実施します。
- ・寺尾地区における路線の見直しについては、「寺尾まちづくり協議会生活バス利用促進部会」に協議のうえ実施します。

(13) その他

1日乗車券を提示することにより、入館料等の割引の実施について、市内観光施設及び商業施設の協力をいただき実施します。

また、観光施設等と連携し、入場料等と乗車券を併せた企画乗車券の設定について検討します。

第3 蔵タク運行実施計画

蔵タクの運行実施計画を以下のとおり定めます。

3-1 運行実施概要

(1) 実施期間

令和2年4月1日（水）から令和7年3月31日（月）とします。

(2) 事業方式

道路運送法第4条の許可に基づく一般乗合旅客自動車運送事業とします。

(3) 運行形態

高齢者や障がい者等の自家用車などの交通手段を持たない方が、安全に安心して利用できるとともに、日常生活の移動の利便性を確保するため、道路運送法施行規則第3条の3第3号に定める「区域運行」（路線を定めず、利用者の要求に応じて最大限の乗合を行うよう予約により運行する）とし、栃木市内の全域で、玄関から玄関（ドア to ドア）へ送迎する完全デマンド方式とします。

(4) 運行方法

運行方法はワンマン運行とします。

(5) 実施主体・運行業務

実施主体は栃木市ですが、運行業務は、事業許可を有するタクシー事業者が行うものとします。

また、交通防犯課に「蔵タク予約センター」を設置し、利用者からの電話予約をオペレーターが対応します。

(6) 運行事業者の選定

運行事業者の選定については、市内に営業所を有する全てのタクシー事業者で、蔵タクへの参加を希望する事業者とします。

(7) 運行事業者

千代田タクシー(有)、栃木合同タクシー(株)、(有)大平タクシー、
藤岡タクシー(株)、(有)都賀タクシー、(株)新交通、岩舟タクシー(株)、
安全タクシー(有)

(8) 運行費補助

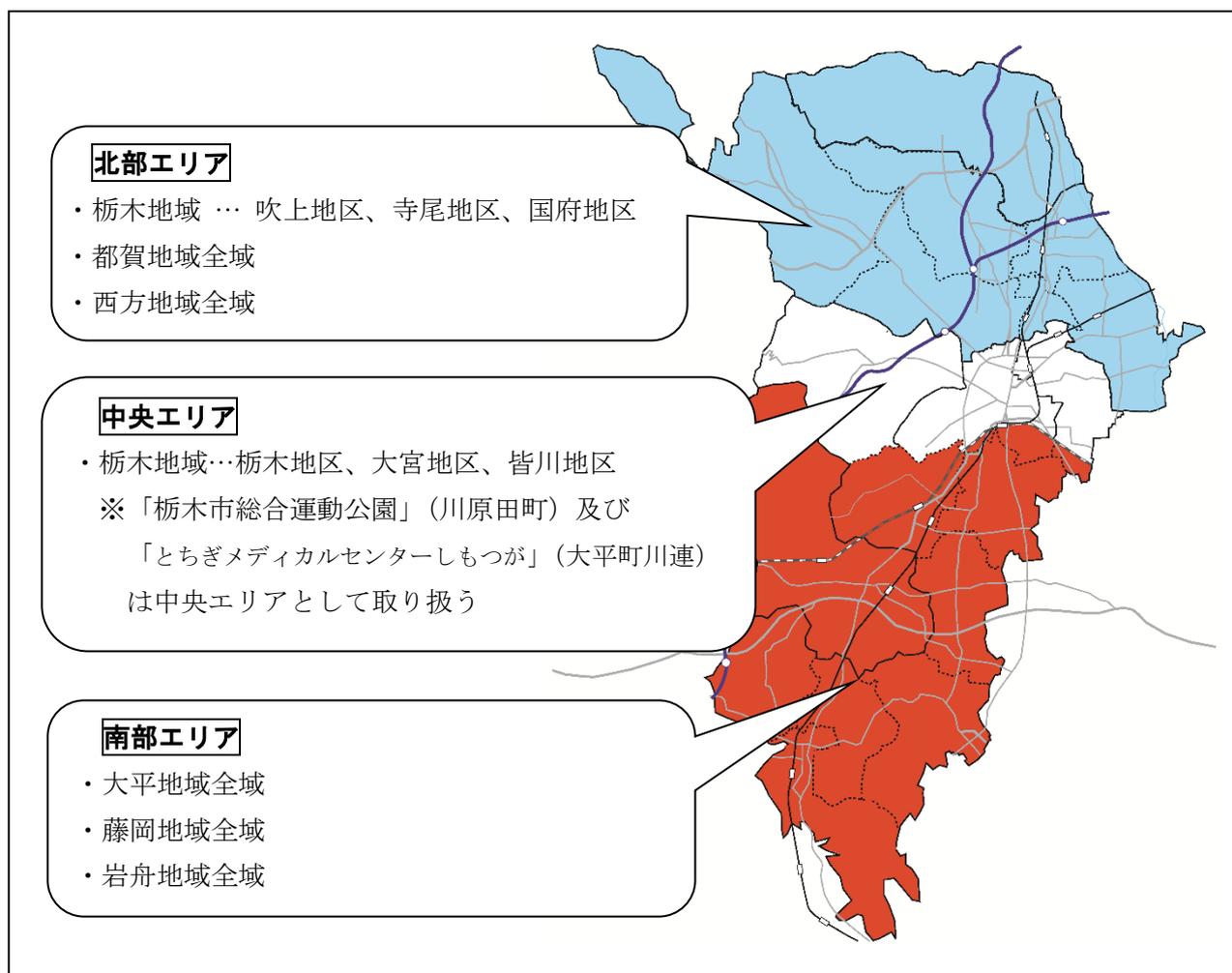
- ・事業者へ支払う補助金については、1日当たりの借上げ料に、運行日数を乗じた金額から運賃収入等運行に伴う収入を差し引いて算出します。
- ・車両の借上時間は、7時45分から17時15分までのうち、昼休憩時間を除いた時間とします。

3-2 蔵タク運行計画

(1) 運行区域

運行区域は、栃木市全域とし、1時間に1便を送迎するよう、効率性に配慮した運行エリアを設定するため、北部、中央、南部の3エリアとします。

《 運行エリア図 》



< エリア別運行区域 >

- 北部エリアー「北部エリア」内と「中央エリア」への移動
- 中央エリアー「中央エリア」内と「北部エリア」「南部エリア」への移動
- 南部エリアー「南部エリア」内と「中央エリア」への移動
- ※ 北部エリアと南部エリア間の移動は、中央エリアの乗り継ぎポイント(市役所本庁舎)で乗り換える。

(2) 南北エリア間移動の乗り継ぎポイント

蔵タクで、北部エリアから南部エリア、もしくは南部エリアから北部エリアといった市全域の移動を可能にするため、中央エリア内の市役所本庁舎を、蔵タクでの南北エリア間の乗り継ぎポイントとして設定します。

(3) バス乗継拠点施設の設定

旧市町を細分化した地区を設定し、各地区に蔵タクとふれあいバスとの乗継拠点施設を定め、バス利用の促進を図ります。

《 バス乗継拠点施設 24か所 》

地域	地区	バス乗継拠点施設
栃木	栃木	市役所本庁舎・長寿園
	大宮	泉寿園
	皆川	皆川郵便局
	吹上	福寿園
	寺尾	梅沢郵便局
	国府	国府郵便局
大平	大平西	大平総合支所・プラッツおおひら
	大平東	ゆうゆうプラザ※・大平横堀郵便局
	大平南	ゆうゆうプラザ※・大平水代郵便局
藤岡	部屋	部屋出張所
	藤岡	藤岡総合支所
	赤麻	渡良瀬の里
	三鴨	道の駅みかも
都賀	家中	都賀総合支所
	赤津	赤津郵便局
西方	西方	西方総合支所・北部健康福祉センター
	真名子	真名子夢ホール
岩舟	岩舟	岩舟総合支所
	静和	岩舟静和郵便局
	小野寺	遊楽々館

※ゆうゆうプラザは大平東地区及び大平西地区にまたがって立地しているため、両地区共通のバス乗継拠点施設として取扱うこととします。

(4) 運行日と運行時間

通院や買い物など、高齢者等の交通弱者の日常生活の移動実態に合わせるとともに、ふれあいバスや一般のタクシー営業との競合に配慮して、以下の通り運行日と運行時間を設定します。

運行日	： 月曜から金曜日（ただし、休日・12月29日から1月3日は除く）					
運行時間	： 1時間に1便、平日の8時から17時					
	・ 8時便	・ 9時便	・ 10時便	・ 11時便	・ 12時便	・ 13時便
	・ 14時便	・ 15時便	・ 16時便	合計9便		

また、運行前及び運行後に車両の点検等を行うものとします。

(5) 運賃の設定

高齢者等の交通弱者の過度の負担とならないことを考慮しつつ、完全デマンド方式という高いサービスレベルの運行形態であることも考慮し、ふれあいバスよりも高めの設定とするとともに、他市の事例との均衡も図り、以下のとおりに設定します。

【運賃】

- ・ 大人：400円（中学生以上、乗り継ぎの有無を問わず）
- ・ 障がい者（手帳提示）及び障がい者と同乗し介護する方：200円
※身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳のいずれかを所持する者。
乗車の際に、利用者に手帳（コピー可）の提示を求め、確認するものとする。
- ・ 3歳から小学生：200円
- ・ バス乗継拠点施設への送迎：100円（乗車地区及び隣接地区内に限る）
- ・ 3歳未満：無料

【運賃の算出根拠】

■ 市民アンケート調査

- ・ 平成29年11月実施の公共交通に関する市民アンケート調査結果における、公共交通の妥当な運賃額400円

■ 他公共交通の状況

- ・ 自宅から目的地まで送迎するため、バスと比較してサービスレベルが高い。
- ・ 市内全域ドア to ドアのフルデマンドは、県他市デマンド交通と比較してサービスレベルが高い。

※デマンドタクシーを運行する県内10市のうち、市内全域を運行エリアとしている市は、栃木市(331.5km²)、真岡市300円(面積167.2km²)、下野市300円(面積74.59km²)の3市のみ。うち、ドア to ドアのフルデマンドは栃木市と下野市のみ。

- ・ 民間タクシーへの影響を配慮（民間タクシー初乗り730円、H30.4月時点、栃木県タクシー協会）

■ 採算性（輸送力に対する収入）

平成29年度運行経費 ÷ (車両定員 × 1日の運行回数 × 運行日数244日)

85,611千円 ÷ (定員77人 × 8便 × 244日) = 570円

※乗車定員100%の満車時に、収支100%とした場合の必要な運賃額

【回数券】

- ・公共交通の利用促進を図るため、ふれあいバスと蔵タクの両方に使用できる共通回数券を発行します。

ふれあいバス・蔵タク共通回数券：1,000円（100円券11枚綴り）

- ・回数券の払い戻しは、運行事業者の営業所で行うものとし、購入額から使用した枚数に1回あたりの利用額を乗算した額を差し引いた金額を払い戻すこととします。

例：1,000円券（額面1,100円）を3枚使用した場合、払戻額700円（額面残800円より100円少ない）

（6）運賃の徴収方法

運賃徴収は、現金又は回数券とし、乗車時に乗務員に支払うものとします。

なお、回数券販売箇所は、蔵タク車内又は運行事業者の営業所とします。

（7）運行車両

運行車両は、タクシー事業者のタクシー13台を借り上げ、その内3台は障がい者の移動に対応した車椅子対応車両とします。

車両の形体は、ワンボックスタイプのタクシー6台とユニバーサルデザインタクシー2台、セダンタイプのタクシー5台とします。

（8）運行時の対応

【事故対応】

- ・事故が発生した場合、運行事業者及び乗務員は別に定めるマニュアルに従い対応を行います。

【デマンドシステムの障害】

- ・蔵タク運行システムの障害が発生した場合、別に定める「デマンドタクシー運行システム障害発生時対応手順」に従い対応を行います。

(9) 周知・広報

蔵タクの利用促進を図るため、以下の通り周知・広報を実施します。

【広報とちぎへの掲載】

- ・市全域に配布される「広報とちぎ」に、必要に応じて利用者登録や予約等の利用方法を掲載し、制度の周知に努めます。
- また、パンフレットや利用者登録票を折り込み、利用促進を図ります。

【地域説明会や出前講座の実施】

- ・運行概要、利用方法等を説明するため地域説明会を開催します。
- また、高齢者や障がい者等の各種団体に出向き、出前講座を開催して説明を行います。
- なお、希望者がその場で利用者登録が可能となるよう、利用登録票を配布します。

【インターネットでの情報提供】

- ・ホームページでは、運行区域や運行日等の運行概要のほか、利用者登録や予約等の利用方法などをわかりやすく掲載します。
- ・利用者登録が速やかに行えるよう、パソコンやスマートフォンで電子申請による利用者登録が可能となる仕組みを実施します。

【福祉関係窓口、民生委員、ふれあい相談員による周知】

- ・本庁及び各総合支所の福祉関係窓口、パンフレット及び利用登録票を設置するとともに、民生委員やふれあい相談員等にもパンフレット及び利用登録票を配布し、来庁者及び訪問先の高齢者等への周知及び利用促進を図ります。

(10) 実績報告

運行事業者は、毎月の利用者数、走行距離及び運賃収入等を翌月上旬に交通防犯課に報告するものとします。

3-3 蔵タク利用方法

(1) 利用対象者

- ・蔵タクの利用は、利用者登録を済ませ、事前に予約した者が利用できるものとします。
- ただし、利用者登録を済ませている者と同乗し、乗降場所を同じとする者については、利用者登録を行っていない場合でも利用できるものとします。
- ・次に該当する場合は原則として利用できないものとし、利用を拒否することができるものとします。

《 利用できない場合 》

- ・小学生未満の者の利用で、保護者等の付き添い者を伴わない場合
- ・自力で乗降できない者であって、乗務員1人では乗降の支援ができないなど、利用者が安全な乗降をできない場合や、乗務員が車両から離れる必要があるなど防犯等に支障がある場合
- ・盲導犬、聴導犬、介助犬を除くペット等の動物を同乗させる場合
- ・泥酔した者や不潔な服装など、他の利用者に迷惑となる場合
- ・ストレッチャー、リクライニング車椅子など、蔵タク車両に固定できない車椅子等での利用の場合
- ・他の利用者に危害が及ぶ恐れがあると判断できる場合
- ・その他適正な運行を妨げる恐れがあると判断できる場合

(2) 利用者登録

- ・利用時の予約手続の短縮化、利用状況の把握を行うため、利用者登録（無料）を実施します。

《 登録方法 》

- ・利用登録票に住所、氏名、年齢、性別、電話番号、道路状況等配慮が必要な事項を記入し、市窓口への持参、郵送、FAXにより交通防犯課へ提出します。
- ・登録は世帯ごとを基本とし、個人での登録も可能とします。

- ・利用者登録できる者は、市内に住所を有する個人、世帯とします。

ただし、市内小中学校の生徒が利用するため、教員が代表して登録することもできます。

(3) 予約方法

- ・利用方法は、事前予約制とし、予約センターに電話で予約します。
- ・予約の受付時間は、月曜日から金曜日のうち休日及び年末年始（12月29日から1月3日）を除く営業日の7時30分から17時までとします。
- ・予約の受付開始は、利用日の1週間前からとします。
- ・予約の締め切りは、乗車予定便の出発時刻の1時間前とします。ただし、始発便（8時）については、前営業日の午後5時までとします。
- ・予約する際には、往路・復路を併せて予約できることとします。

- ・利用者は、利用を取り消す（キャンセルする）場合は、速やかに予約センターへ連絡するものとします。

（４）予約受付

- ・オペレーターは、予約者に対して、複数の乗り合せて運行するため、乗降場所への到着時間については、十分な余裕を勘案して案内するものとします。
また、道路事情等により予約者の希望する乗降場所への運行が困難な場合は、運行可能な範囲で予約受付をします。
- ・予約締切時間を過ぎた場合や、予約対象車両の利用者が定員になった場合は、別便を案内するものとします。
- ・自力で乗降できない方で、ドライバー1人では乗降の支援ができないなど、利用者が安全な乗降をできない場合については、介護者の同伴を求めるものとします。
- ・未就学児の利用については、保護者の同伴を求めるものとします。
- ・悪天候時における運行の判断は、運営責任者（市）と運行事業者が、連絡及び協議し判断するものとします。

（５）運行決定

- ・予約時において利用者が1名以上いる場合に運行します。
なお、事前予約が全くなかったとき及び、運行開始時間前にすべての予約の取消があったときは、運行しないものとします。
- ・運行については、運行事業者の乗務員が予約センターからの配車指示に従い、行うものとします。

（６）その他

- ・蔵タクは移動が困難な方や、バス停から遠いなど公共交通を利用できない方を優先に利用いただけるよう利用者に対して周知活動を行います。
- ・蔵タクの利用方法を知らない方のために、コミュニティを利用した口コミや出前講座による行政からの周知を行います。

第5 運行評価

利用状況等について具体的な評価指標を設定し、定期的に運行評価を実施するとともに、地域住民等の意見・要望も踏まえ、運行内容の見直し改善を図ります。ただし、見直し後も改善の見通しが無い場合には、運行形態の変更を検討します。

変更については、定量的な基準だけではなく、沿線住民のニーズや満足度、変更による影響などを総合的に評価し、栃木市地域公共交通会議の協議を経て決定します。

5-1 評価指標における目標値の設定

各指標に対し目標値を設定するとともに、各項目の調査方法によって計測します。

【指標別目標値、調査方法】

取組み目標1：地域ごとの移動を支える路線バスとデマンドタクシーによるネットワーク形成
--

◎公共交通の充実度に関する満足度

指標	現状	目標値	調査方法
満足度 (ルート・ダイヤ・運行 頻度・運賃・接客・バス 停位置等)	46%	50%	意見箱等 出前講座等 アンケート調査

※栃木市総合計画後期基本計画における目標値50%

取組み目標2：まちづくりとの連携と採算性等を考慮した持続可能な公共交通サービスの確保・維持

◎ふれあいバス・蔵タクの利用者数（日平均）

項目	現状 平成30年度	目標	調査方法
ふれあいバス合計	629.2人	630人	実績報告書
①寺尾線	112.3人	110人	
②市街地循環線	38.6人	40人	
③市街地北部循環線	91.5人	90人	
④部屋線	106.9人	100人	
⑤真名子線	75.4人	80人	
⑥金崎線	18.6人	20人	
⑦大宮国府線	29.1人	30人	
⑧皆川樋ノ口線	48.6人	30人	
⑨小野寺線		20人	
⑩大平線	48.0人	25人	
⑪藤岡線		25人	
⑫岩舟線	60.3人	60人	
蔵タク	254.9人	255人	実績報告書

※第2次栃木市総合計画前期基本計画における目標値

- ・ふれあいバス年間利用者数：230,000人
- ・蔵タク年間利用者数：62,000人

◎ふれあいバス・蔵タクの収支率

項目	現状 平成30年度	目標	調査方法
ふれあいバス合計	8.5%	14.3% (収支割合1/7) ※市町村生活交通 路線運行費県補 助金が交付対象 となる割合	実績報告書
①寺尾線	19.6%		
②市街地循環線	5.4%		
③市街地北部循環線	12.3%		
④部屋線	8.5%		
⑤真名子線	11.0%		
⑥金崎線	2.4%		
⑦大宮国府線	4.9%		
⑧皆川樋ノ口線	6.4%		
⑨小野寺線			
⑩大平線	5.2%		
⑪藤岡線			
⑫岩舟線	7.9%		
蔵タク	15.2%	20.0% (収支割合1/5)	実績報告書

※平成26年10月市財政課作成「長期財政の見通し」において、歳入が10.14%の減少を見込むことから、運賃収入の増収と経費の削減により算出

- 平成30年度歳入 59,679,080千円
- 平成39年度歳入 53,630,005千円

令和6年6月 日

(名称) 栃木市地域公共交通会議

1. 地域公共交通確保維持事業に係る目的・必要性

栃木県栃木市においては、東西に延びるJR両毛線と、南北に延びる東武鉄道日光線・宇都宮線の2つの鉄道を軸に、路線バス、コミュニティバス、デマンド交通（フィーダー系統）、タクシー、自家用有償運送（福祉）により構成される公共交通機関網が広がっている。

路線バスについては、栃木駅から国学院栃木高校への路線として国学院線がある。

コミュニティバスについては、沿線住民の足として、また、定時性が求められる通勤・通学・観光の足としてふれあいバスがある。利用者等からの要望により必要に応じて運行ルート等の見直しを行っているが、中山間部においては、傾斜を有する道路も多く、道路幅や勾配などの影響でバスの運行が難しい地域が多い。また、平野部においては、鉄道網から離れている地域が多く、バスが運行可能となる道路が無数にあり、利用状況は低調となっている。

デマンド交通については、ドアツードアのフルデマンド方式を採用して利便性の向上を図っているため、コロナ禍により利用者は低迷したものの、相対的には微増している。そのため、時間帯によっては利用者の需要に供給が追いつかず、一部の予約を断る事例が出ていることから、今後は利用者増による収支率の向上を図ることが難しい。

タクシーについては、市内8社あるが、いずれも中小企業のため、経営基盤が脆弱であり、コロナ禍の影響で令和2年に2社、令和5年に1社廃業し、公共交通網の衰退に影響しかねない事態に陥っている。

市民の通勤・通学・通院・買い物等の日常生活の足を確保することはもちろん、免許証を自主返納する高齢者の足の確保が必要であることから、移動困難者の移動手段を確保することの重要性が今後ますます高まっていくと思慮される。

それに伴い、運転に不安を感じる方が免許証を自主返納しやすい環境を整備し、移動手段の選択肢を増やす為には、既存の交通手段の他に、コミュニティバスとデマンド交通が必要不可欠である。そのため地域公共交通確保維持事業により、これらの交通手段を存続させていくことが肝要である。

2. 地域公共交通確保維持事業の定量的な目標・効果

(1) 事業の目標

上記目的・必要性の為、以下の値を目標とします。

指標	現状 (R5.9 現在)	目標		
		令和6年度	令和7年度	令和8年度
デマンド交通 収 支 率	12.1%	20.0%	20.0%	20.0%
デマンド交通 利 用 者 数	174.1人/日	255人/日	255人/日	255人/日

(栃木市地域公共交通計画 P85、栃木市地域公共交通運行実施計画 P27 参照)

(2) 事業の効果
移動困難者の目線に立った、利便性が高く、安全で安心な日常生活の足の確保、及び、誰もが社会活動へ参加する機会（アクセス権）を提供することができる。また、幹線・支線のネットワークが連携することで、効率的な運行体系が実現できる。
3. 2. の目標を達成するために行う事業及びその実施主体
SNS、コミュニティFMラジオ、広報掲載での情報発信、各自治会やシニアクラブ等への出前講座を積極的に実施するなど、利用の呼びかけを行う。（栃木県栃木市・事業者） （栃木市地域公共交通計画 P75 施策 2①ターゲットに応じた媒体による広報の検討参照）
4. 地域公共交通確保維持事業により運行を確保・維持する運行システムの概要及び運送予定者
別添の表1のとおり。
5. 地域公共交通確保維持事業に要する費用の総額、負担者及びその負担額
地域公共交通確保維持事業によって運行の維持を図るデマンド交通について、その運行に係る費用総額 70,247,655 円のうち、栃木県栃木市から運行事業者への補助金額については、運行収入及び国庫補助金を運行経費から差し引いた差額分を負担することとしている。
6. 2. の目標・効果の評価手法及び測定方法
運行事業者からの実績報告書に基づき、収支率・利用者数を測定していく。
7. 別表1の補助対象事業の基準ホただし書に基づき、協議会が平日1日当たりの運行回数が3回以上で足りると認めたシステムの概要 【地域間幹線システムのみ】
該当なし
8. 別表1の補助対象事業の基準ニに基づき、協議会が「広域行政圏の中心市町村に準ずる生活基盤が整備されている」と認めた市町村の一覧 【地域間幹線システムのみ】
該当なし
9. 生産性向上の取組に係る取組内容、実施主体、定量的な効果目標、実施時期及びその他特記事項 【地域間幹線システムのみ】
該当なし
10. 地域公共交通確保維持改善事業を行う地域の概要 【地域内フィーダーシステムのみ】
別添の表5のとおり。
11. 車両の取得に係る目的・必要性 【車両減価償却費等国庫補助金・公有民営方式車両購入費国庫補助金を受けようとする場合のみ】
該当なし
12. 車両の取得に係る定量的な目標・効果 【車両減価償却費等国庫補助金・公有民営方式車両購入費国庫補助金を受けようとする場合のみ】
(1) 事業の目標
該当なし

(2) 事業の効果	
該当なし	
13. 車両の取得計画の概要及び車両の取得を行う事業者又は地方公共団体、要する費用の総額、負担者とその負担額【車両減価償却費等国庫補助金・公有民営方式車両購入費国庫補助金を受けようとする場合のみ】	
該当なし	
14. 老朽更新の代替による費用の削減等による地域公共交通確保維持事業における収支の改善に係る計画（車両の代替による費用削減等の内容、代替車両を活用した利用促進策） 【公有民営方式車両購入費国庫補助金を受けようとする場合のみ】	
該当なし	
15. 貨客混載の導入に係る目的・必要性 【貨客混載導入経費国庫補助金を受けようとする場合のみ】	
該当なし	
16. 貨客混載の導入に係る定量的な目標・効果 【貨客混載導入経費国庫補助金を受けようとする場合のみ】	
(1) 事業の目標	
該当なし	
(2) 事業の効果	
該当なし	
17. 貨客混載の導入に係る計画の概要、要する費用の総額、内訳、負担者及び負担額【貨客混載導入経費国庫補助金を受けようとする場合のみ】	
該当なし	
18. 協議会の開催状況と主な議論	
・ 令和5年6月26日（第1回）	令和6年度蔵タク国庫補助金申請について 栃木市地域公共交通網形成計画の目標達成評価について 栃木市地域公共交通網形成計画の見直しについて
・ 令和5年8月18日（第2回）	令和5年度蔵タク国庫補助金申請に伴う地域内フィーダーシステム確保維持計画変更について 令和6年度蔵タク国庫補助金申請に伴う地域内フィーダーシステム確保維持計画変更について
・ 令和6年1月19日（第4回）	栃木市地域公共交通運行実施計画の改訂について 令和5年度蔵タク国庫補助金における事業評価について 栃木市地域公共交通網形成計画から栃木市地域公共交通計画への改訂について
・ 令和6年6月24日（第1回）	栃木市地域公共交通網形成計画の目標達成評価について 栃木市地域公共交通網形成計画から栃木市地域公共交通計画への改訂について 令和7年度蔵タク国庫補助金申請について
以上について、全て承認。	
19. 利用者等の意見の反映状況	

- ・令和4年12月～令和5年1月に職員によるバス添乗調査を実施。乗客へのアンケート調査や聞き取り調査を行った。
- ・令和5年3月4日に栃木市公共交通ワークショップを開催。市民や公共交通利用者より参加者を募集し、本市における持続可能な地域公共交通の形成を目指すことを目標とし、参加者がワークショップをしながら意見交換を行った。
- ・令和5年7月～8月に職員によるバス添乗調査を実施。乗客へのアンケート調査や聞き取り調査を行った。
以上の調査等において要望が多く出された、鉄道との乗り継ぎ改善について重点的に取り組むこととする。

【本計画に関する担当者・連絡先】

(住 所) 栃木県栃木市万町 9-25
(所 属) 栃木市生活環境部交通防犯課
(氏 名) 亀田 ミユキ
(電 話) 0282-21-2153
(e-mail) simin03@city.tochigi.lg.jp

注意： 本様式はあくまで参考であり、補助要綱の要件を満たすものであれば、この様式によらなくても差し支えありません。

実際の計画作成に当たっては補助要綱等を踏まえて作成をお願いいたします。

各記載項目について、地域公共交通利便増進実施計画及び地域旅客運送サービス継続実施計画を作成している場合には、当該計画から該当部分を転記したり、別添〇〇計画△節のとおり、等として引用したりすることも可能です。（ただし、上記2.・3.については、地域公共交通利便増進実施計画及び地域旅客運送サービス継続実施計画に定める目標、当該目標を達成するために行う事業及びその実施主体に関する事項との整合性を図るようにして下さい。また、地域公共交通計画全体として、協議会における協議が整った上で提出される必要があります）。

※該当のない項目は削除せず、「該当なし」と記載して下さい。

表1 地域公共交通確保維持事業により運行を確保・維持する運行系統の概要及び運送予定者(地域内フィーダー系統)

令和7年度

市区町村名	運送予定者名	運行系統名等 (申請番号)	運行系統			系統 キロ程	計画 運行 日数	計画 運行 回数	利便 増進 特例 措置	運送 継続 特例 措置	地域内フィーダー系統の基準適合 (別表7・別表9・別表10)			
			起点	経由地	終点						運行態様の別	基準ハで 該当する 要件 (別表7・ 9)	補助対象地域間幹 線系統等と接続の 確保	基準ホで該 当する要件 (別表7のみ)
栃木県 栃木市	千代田タクシー 有限会社	(1) 北部エリア		北部エリア		往 km 復 km	243日	1,908回			区域運行	②(1)	【北部エリア】 栃木駅で JR両毛線・ 東武日光線と接続	③
		(2) 南部エリア		南部エリア		往 km 復 km	243日	1,457回			区域運行	②(2)	新栃木駅で 東武日光線・ 東武宇都宮線と接続	③
	栃木合同タクシー 株式会社	(3) 北部エリア		北部エリア		往 km 復 km	243日	3,404回			区域運行	②(1)	野州平川駅で 東武宇都宮線と接続	③
		(4) 南部エリア		南部エリア		往 km 復 km	243日	3,127回			区域運行	②(2)	野州大塚駅で 東武宇都宮線と接続	③
	有限会社 大平タクシー	(5) 北部エリア		北部エリア		往 km 復 km	33日	33回			区域運行	②(1)	野州大塚駅で 東武宇都宮線と接続	③
		(6) 南部エリア		南部エリア		往 km 復 km	243日	1,611回			区域運行	②(2)	家中駅で 東武日光線と接続 合戦場駅で 東武日光線と接続	③
	藤岡タクシー 株式会社	(7) 北部エリア		北部エリア		往 km 復 km	15日	15回			区域運行	②(1)	東武金崎駅で 東武日光線と接続	③
		(8) 南部エリア		南部エリア		往 km 復 km	243日	1,377回			区域運行	②(2)	【南部エリア】 栃木駅で JR両毛線・ 東武日光線と接続	③
	有限会社 都賀タクシー	(9) 北部エリア		北部エリア		往 km 復 km	243日	3,370回			区域運行	②(1)	新栃木駅で 東武日光線・ 東武宇都宮線と接続	③
		(10) 南部エリア		南部エリア		往 km 復 km	21日	21回			区域運行	②(2)	野州平川駅で 東武宇都宮線と接続	③
	株式会社新交通	(11) 北部エリア		北部エリア		往 km 復 km	243日	1,549回			区域運行	②(1)	野州平川駅で 東武宇都宮線と接続	③
		(12) 南部エリア		南部エリア		往 km 復 km	6日	6回			区域運行	②(2)	大平下駅で JR両毛線と接続	③
	岩舟タクシー 株式会社	(13) 北部エリア		北部エリア		往 km 復 km	5日	5回			区域運行	②(1)	新大平下駅で 東武日光線と接続	③
		(14) 南部エリア		南部エリア		往 km 復 km	243日	1,534回			区域運行	②(2)	岩舟駅で JR両毛線と接続	③
	安全タクシー 有限会社	(15) 北部エリア		北部エリア		往 km 復 km	39日	39回			区域運行	②(1)	静和駅で 東武日光線と接続	③
		(16) 南部エリア		南部エリア		往 km 復 km	243日	1,594回			区域運行	②(2)	藤岡駅で 東武日光線と接続	③

(注)

1. 乗用タクシーによる運行の場合は、「運行系統名等」に運賃低廉化を行う運行サービスの名称を記載すること。
2. 区域運行又は乗用タクシーによる運行の場合は、運行系統の「経由地」に営業区域又は運賃低廉化対象地域を記載することとし、「起点」、「終点」及び「系統キロ程」について記載を要しない。
3. 「系統キロ程」については、小数点第1位(第2位以下切り捨て)まで記載すること。なお、循環系統の場合には、往又は復のどちらかの欄にキロ程を記載し、もう片方の欄に「循環」と記載すること。
4. 「利便増進特例措置」及び「運送継続特例措置」については、利便増進計画又は運送継続計画の認定を受け、地域内フィーダー系統に係る特例措置の適用(別表9又は別表10)を受けて補助対象となる場合のみ「○」を記載
5. 「運行態様の別
6. 「補助対象地域間幹線系統等と接続の確保」については、地域内フィーダー系統が接続する補助対象地域間幹線系統又は地域間交通ネットワークとどのように接続を確保するかについて記載すること。
7. 乗用タクシーによる運行の場合は、「運行系統名」「利便増進特例措置」について記載を要しない。
8. 本表に記載する運行予定系統を示した地図及び運行ダイヤを添付すること。乗用タクシーによる運行の場合は、営業区域を示した地図を添付すること。

表5 地域公共交通確保維持改善事業を行う地域の概要

市区町村名	栃木市
-------	-----

(単位:人)

	人口
人口集中地区以外	95,138
交通不便地域等	5,424

交通不便地域等の内訳

人口	対象地区	根拠法
1,007	西方町(真名子地区)	山村振興法
4,417	大平町・藤岡町・岩舟町 (大平地域・藤岡地域・岩舟地域)	局長指定

地域公共交通計画、地域公共交通利便増進実施計画、地域旅客運送サービス継続実施計画の策定年月日及び
特例適用開始年度

計画名	策定年月日	特例適用開始年度
栃木市地域公共交通網形成計画	平成30年10月30日	
栃木市地域公共交通計画	令和6年6月24日	

(1)記載要領

1. 人口は最新の国勢調査結果を基に記載すること。ただし、地方運輸局長等が指定する交通不便地域の場合は、申請する年度の前年度の3月末現在の住民基本台帳を基に記載すること。
2. 「人口集中地区以外」の欄は、国勢調査結果により設定された人口集中地区に該当しない地区の人口を記載すること。
3. 「交通不便地域等」の欄は、地域公共交通確保維持改善事業費補助金交付要綱(以下、「交付要綱」という。)の別表7(ハ②(1))に記載のある過疎地域の人口、交付要綱別表7(ハ②(2))(実施要領の2.(1)①))に基づき地方運輸局長等が指定する交通不便地域の人口及び交付要綱別表7リに基づき地方運輸局長等が認める地域の合計(重複する場合を除く)を記載すること。
4. 「対象地区」の欄には、当該市町村の一部が交付要綱別表7(ハ②(1))に掲げる法律(根拠法)に基づき地域指定されている場合に、根拠法ごとに当該区域の旧市町村名等を記載すること。また、地方運輸局長等が指定する交通不便地域等が存在する場合には、該当する区域名を記載すること。
5. 「根拠法」の欄は、交通不便地域を地方運輸局長等が指定した場合は、「局長指定」と記載すること。また、乗用タクシー以外での輸送が著しく困難であるものとして地方運輸局長等が認めた場合は、「局長指定(乗用)」と記載すること。
6. 「特例適用開始年度」の欄は、地域公共交通利便増進実施計画又は地域旅客運送サービス継続実施計画を策定し、特例を適用する場合に記載すること。

(2)添付書類

1. 「人口集中地区以外の地区」及び「交通不便地域等」の区分が分かる地図を添付すること。(ただし、全域が交通不便地域等となる場合には省略可)